

平成 31 年

# 三重県議会定例会会議録

( 2 月 20 日 )  
( 第 3 号 )

第 3 号  
2 月 20 日



平成31年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 3 号

○平成31年2月20日（水曜日）

---

### 議事日程（第3号）

平成31年2月20日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔代表質問〕
- 第2 議案第1号から議案第78号まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第1号から議案第78号まで

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	48名		
1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘
7	番	稲 森	稔 尚
8	番	野 村	保 夫

9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	濱井	初男
14	番	木津	直樹
15	番	田中	祐治
16	番	野口	正生
17	番	石田	成生
18	番	彦坂	公之
19	番	大久保	孝栄
20	番	東	豊
21	番	山内	道明
22	番	吉川	新
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	小林	正人
28	番	服部	富男
29	番	津田	健児
30	番	中嶋	年規
31	番	村林	聡
32	番	長田	隆尚
33	番	奥野	英介
34	番	今井	智広
35	番	日沖	正信
36	番	前田	剛志

37	番	舟 橋	裕 幸
38	番	三 谷	哲 央
39	番	中 村	進 一
40	番	青 木	謙 順
41	番	中 森	博 文
43	番	前 野	和 美
44	番	水 谷	隆
45	番	山 本	勝
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	舘	直 人
(42)	番	欠	番

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤 史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主幹)	川 北 裕 美
書 記 (議事課主査)	岡 野 俊 之

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	福 永 和 伸
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	田 中 功
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	鈴 木 伸 幸
農林水産部長	岡 村 昌 和
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	長谷川 耕 一
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員長	岡 本 直 之
警 察 本 部 長	難 波 健 太
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員	降 簾 道 男
人事委員会事務局長	山 口 武 美

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（前田剛志） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議提議案第1号から議提議案第3号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、さきに提出されました議案第29号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、2月14日までに受理いたしました請願4件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。以上で報告を終わります。

---

## 提 出 議 案 件 名

議提議案第1号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第2号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第3号 三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第1号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成31年2月15日

提出者 藤 根 正 典  
田 中 祐 治  
大久保 孝 栄  
津 村 衛  
藤 田 宜 三  
中 嶋 年 規  
村 林 聡  
今 井 智 広  
三 谷 哲 央  
水 谷 隆

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第九条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項	第九条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項

<p>の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には<u>百分の百七十七・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には<u>百分の百七十二・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百六十七・五、十二月に支給する場合には<u>百分の百六十七・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には<u>百分の百七十七・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末</p>

手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、平成三十年十二月の期末手当から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて平成三十年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第2号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成31年2月15日

提出者 藤 根 正 典  
田 中 祐 治  
大久保 孝 栄

津 村 衛  
 藤 田 宜 三  
 中 嶋 年 規  
 村 林 聡  
 今 井 智 広  
 三 谷 哲 央  
 水 谷 隆

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
 の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三  
 十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示す  
 ように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～9 （略） <u>10 三重県議会議員の議員報酬の月額は、平成三十一年五月一日から平成三十五年四月二十九日までの間において、第二条の規定にかかわらず、同条に掲げる額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に掲げる額とする。</u>	附 則 1～9 （略）

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

議会経費の削減のため、議員報酬を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

議提議案第3号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案  
右提出する。

平成31年2月15日

提出者 藤 根 正 典  
田 中 祐 治  
大久保 孝 栄  
津 村 衛  
藤 田 宜 三  
中 嶋 年 規  
村 林 聡  
今 井 智 広  
三 谷 哲 央  
水 谷 隆

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）  
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～8 (略)	附 則 1～8 (略)
9 <u>平成三十一年五月一日から平成</u>	

<u>三十五年四月二十九日までの間に 交付する会派に係る政務活動費の 額は、第四条第一項の規定にかか わらず、一月当たり、五万千円に 当該会派の所属議員数を乗じて得 た額とする。</u>	
---	--

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

議会経費の削減のため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減ずる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

人委第 128 号

平成31年2月19日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見につ  
いて

平成31年2月14日付け三議第184号で求められました下記の議案に対する本  
委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第29号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に  
対する人事委員会の意見

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の一部改正等に鑑み、規定を整備するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

( 新 規 分 )

総務地域連携常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 64	<p>(件 名) 国に対し「消費税増税延期を求める意見書」の提出を求めることについて</p> <p>(請願趣旨) 私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況である。8%増税によって帰属家賃を除く実質家計消費支出は、消費税増税前の時期を下回ったままととなっている。増税と年金カット、医療・介護など社会保障負担増、そして実質賃金低下、物価上昇のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっている。</p> <p>このような状況で消費税を引き上げれば、8%増税時の不況より更なる消費不況が危惧されている。政府も、新年度予算成立後に判断すると表明している。</p> <p>同時に実施しようとする「軽減税率」は、重大な問題がある。軽減対象品目は税率8%に据え置かれるが、対象外はすべて10%となる。運送費や加工費、広告宣伝費などは増税分の値段が値上がりする。また、8%と10%の線引きは単純ではない。</p> <p>加えて、商品券やポイント還元などで、景気対</p>	<p>津市海岸町 12-10 消費税廃止三重県各界連絡会 会長 山口 謙治 ほか2名</p> <p>(紹介議員) 山 本 里 香 岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚</p>	31年・2月

	<p>策をするというが、一時的・限定的であり不公平をさらに拡大する。</p> <p>そして、「インボイス（適格請求書）制度」は、全国500万といわれる免税業者が課税業者を選択して消費税を納めることができるか、それに持ち堪えることができなければ、廃業を余儀なくされる。近くの商店や大工、サービスやモノづくりなどがさらに消えていくことになる。</p> <p>そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重い「逆進性」という根本的な欠陥を持つ税制である。日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請している。</p> <p>長引く消費不況が続くなか、このまま税率引き上げが実施されれば、住民の暮らし、地域経済はもとより、地方自治体にも深刻な打撃を与える。</p> <p>「いま消費税を上げるべきではない」といった声が大きく広がっている。</p> <p>以上の趣旨から2019年10月からの「消費税増税延期」の一点で請願する。</p> <p>(請願事項)</p> <p>一、2019年10月からの消費税率10%への引き上げ延期を求める意見書を政府に送付していただくこと</p>		
--	---	--	--

### 戦略企画雇用経済常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 65	<p>(件名)</p> <p>全国知事会による「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める意見書の提出について</p> <p>(要旨)</p> <p>全国知事会により、全会一致で取りまとめられた「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める意見書の提出を要望する。</p> <p>(理由)</p> <p>全国知事会による標記提言は、本件をめぐる問題が沖縄県に偏在的に現れているとしながら、基本的には全国共通の問題としての理解を深める中でまとめられた。</p> <p>三重県議会としてはその点を受け止めていただ</p>	<p>名張市桔梗が丘5番町8-74-9 沖縄の米軍基地負担を考える三重県民会議 名嘉真 正</p> <p>(紹介議員)</p> <p>山本里香 岡野恵美 倉本崇弘 稲森稔尚 下野幸助 小島智子 吉川新三 藤田宜三</p>	31年・2月

	き、地方自治法第99条の規定により、等しく国民の生命と財産、地方自治を保障するため、政府及び国会に対し、全国知事会による「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める意見書を提出していただくよう要望する。	
--	--	--

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 66	<p>(件名) 選択的夫婦別氏（夫婦別姓）制度の法制化を求める意見書の提出を要望することについて</p> <p>(要旨) 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を、三重県議会から国へ提出することを要望する。</p> <p>(理由) 2018年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになった。年代別に見ると、多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼる。また同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界でただ一国、日本だけであることを法務省が答弁した。</p> <p>夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、改姓にともなう煩雑かつ膨大な事務手続き、望まない改姓による苦痛、事実婚による婚姻の形骸化、非婚化や少子化など様々な問題が生じている。法的根拠のない旧姓と、戸籍姓との煩雑な使い分けは、管理・事務側での手間とコストの増大を招いている。また通称併記による対応は、改姓した側の婚姻状態を知らしめることになりプライバシー侵害につながる。</p> <p>1970年代から約40年にわたり選択的夫婦別姓の導入が議論され、1996年2月法制審議会で民法の一部改正の答申に続き、1999年6月に施行された男女共同参画社会基本法でも選択的夫婦別姓は中心的な政策課題とされたが、未だに法改正に至っていない。</p>	<p>津市川方町486-3 姫宮 萌菜梨 ほか21名</p> <p>(紹介議員) 芳野 正 英 山本 里 香 岡野 恵 美 倉本 崇 弘 稲森 稔 尚 下野 幸 助 小島 智 子 山内 道 明 吉川 新 尚 長田 隆 尚</p>	31年・2月

	<p>また、2015年12月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」と述べた。しかし3年が経過した現在も、依然として国会審議は進んでいない。</p> <p>以上の観点から、選択的夫婦別姓の法制化は急務といえる。については国に対し、選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書を提出いただくよう要望する。</p>		
--	---	--	--

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 67	<p>(件名) 「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」の提出を求めることについて</p> <p>(要旨) 貴議会より国に対して「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」を提出していただきたい。</p> <p>(理由) 放課後児童クラブ(学童保育)は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後および学校休業日に、安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図っている。女性の就労拡大などにより利用児童は年々増加し、子どもが安全に安心して放課後を過ごせる放課後児童クラブのニーズはますます高まっており、全ての放課後児童クラブにおける質の確保を図っていくことが大変重要となっている。</p> <p>児童を見守る職員の体制を万全なものにする必要があることから、国は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第63号・H26.4.30)」で、放課後児童支援員の有資格者を必ず配置すること、及び、常時2人以上の放課後児童支援員等(うち1人は放課後児童支援員の資格のない補助員でも可)を配置することを、「従うべき基準」として定めている。</p> <p>そのような中、地方分権提案において、この基準の参酌化を求める提案がなされ、参酌化の方向</p>	<p>津市下弁財町津興1350 育生地区 学童保育 くるみ会内 三重県学童保育連絡 協議会 会長 藤田 智成</p> <p>(紹介議員) 芳野 正 英 山本 里 香 岡野 恵 美 稲森 稔 尚 野村 保 助 下野 幸 夫 小島 智 子 田中 祐 治 大久保 孝 栄 吉川 新 藤田 宜 三 小林 正 人 小田 隆 尚 西場 信 行</p>	31年・2月

	<p>で見直すとの対応方針が、昨年12月に閣議決定された。このまま児童福祉法が改定され、「参酌すべき基準」となれば、放課後児童健全育成事業の実施主体である各市町村の判断によって、支援にあたるために必要な専門的知識及び技能を有した放課後児童支援員を全く配置しないことや、たった一人で何人かの子どもの支援にあたるといったことも起こり得る。</p> <p>このような体制では、児童又は支援員等の事故や急病時、災害時等における子どもの安全の確保が担保できないおそれがある。さらには、障害のある子どもの育成支援や児童虐待への対応などにおいても、現在進められている施策を後退させてしまうことも懸念される。</p> <p>よって、私たちは子どもの命と安全を守るための最低限の基準は安易に緩和されるべきものではなく、放課後児童クラブの「全国的な一定水準の質」が確保されることが必要不可欠であると考え、 「利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする」との基準の趣旨と目的に照らして、また、子どもの最善の利益の観点からも、「従うべき基準」を守り、放課後児童支援員を適切に配置するなど、「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」を国に対して提出していただくよう請願する。</p>		
--	---	--	--

( 継 続 分 )

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 48	<p>(件名) 主要農作物の種子を守る新たな法律の制定に関する意見書の提出をもとめることについて</p> <p>(要旨) 今年の3月末をもって主要農作物種子法(種子法)が廃止された。 種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、米・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種(奨励品種)指定のための検査などを義</p>	<p>津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 会長 吉川 重彦 ほか5名</p> <p>(紹介議員) 山本 里 香 岡野 恵 美 稲 森 稔 尚</p>	30年・6月

<p>務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。</p> <p>また、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されている。</p> <p>種子法の廃止に対し「なぜ廃止するのかかわからない」「地域に適した品種の維持は行政の管理が不可欠」との声が上がり、新潟・埼玉・兵庫の3県で条例を制定、北海道・宮城・岩手・群馬・長野・愛知・滋賀・三重などで要領・要綱で対応するなど、全ての都道府県で、従来通り種子事業を続ける方針である。</p> <p>この間築き上げてきた試験場等のとりくみを維持・発展させ、米・麦・大豆の原原種・原種の品種改良・生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たした主要農作物種子法を補い、在来種の保護も含めた事業の活性化を目指す新しい種子法の制定に取り組むよう強くもとめる。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項について国に対して意見書を提出いただくよう要請する。</p> <p>1、主要農作物種子を守る新しい法律を制定し、引き続き地域にあった優良品種の開発、安価で安定した種子供給を保障し、国民の食を守るよう求める。</p>		
--	--	--

## 代 表 質 問

○議長（前田剛志） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。39番 中村進一議員。

〔39番 中村進一議員登壇・拍手〕

○39番（中村進一） おはようございます。心のふるさと伊勢市選出の新政みえの中村進一であります。新政みえを代表して質問をさせていただきます。

昨年のエコノミスト誌に、政府・経済面から見た2019年のカレンダーという記事がございました。その中から県民の生活や私ども政治や行政に関連するものを幾つか抜粋をしてみました。

1月には景気拡大局面が74カ月に到達し、戦後最長になる。だけども、あんまり実感はないんですが、そんなことが出ておりました。

4月には第19回統一地方選。いよいよ18歳、19歳も投票可能になります。

5月には新天皇が即位。改元の実施。6月にはG20が開催をされると。

そして、7月には第25回参議院議員通常選挙がある。そして、10月には、県民全体に影響の出てくる消費税を10%に引き上げと、この1年、いろんなことがあるんだなあと思いますとともに、この中に大災害などが入ってこないことを祈るばかりであります。

特に、4月の統一地方選挙では、我々議員も知事も直接関係します、越えなければならない大きな山があります。三重県の行く末を占う、一つの出来事ではないかというふうに思います。

そういった思いを込めまして質問をさせていただきます。

まず、鈴木英敬知事3期目への決意についてであります。

私、北川知事と同時に当選をさせていただいておりますが、北川知事2期、野呂知事2期で、鈴木英敬知事が2期を終えて、3期目、自分自身もどうなるのかわかりませんが、3期目の思いというのは今まで聞いたこともございませんので、ぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

1月17日に3選出馬の所信表明を聞かせていただきました。県民のために粉骨砕身あらん限りの力を振り絞って全力を傾注してまいる所存です、力強い決意でございました。

改めて県民の皆さんに対し、それではどんな三重県にしたいのか、知事の描く三重県像をわかりやすく語っていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 3選出馬に向けた決意を改めてということで答弁させていただきます。

1月の開会日に「今こそ、その時」との思いから、来る知事選挙に3度目となる出馬をし、改めて、県政の重責を担わせていただく決意を表明したところです。

まず2期8年、県民の皆様からお力添えをいただいたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。三重県の発展につながる成果も多く生まれ、私自身も少しばかりそれらに貢献させていただけたのではないかと感じていますが、他方で、地域の方々からの御要望に十分お応えできていない取組や、道半ばの諸課題も多々あると認識しています。これらを踏まえ、3期目は、次の4点に注力して取り組みたいと考えています。

まず、私の初心である命や暮らしを守り、三重を元気にすることです。東日本大震災や紀伊半島大水害を受けてスタートした防災・減災対策について、ソフト、ハード面でのさらなる取組を進めていきます。また、三重とこわか国体・三重とこわか大会や東京オリンピック・パラリンピックなど、様々なチャンスを生かし三重県の知名度や経済を向上させ、三重県を元気にしたいと考えています。

次に、人口減少はもちろんのこと、これまでの時代になかった経済社会の変化が訪れることを見越し、昭和や平成における成功体験のみに頼るのではなく、あらゆる分野で、新たな時代のモデルを果敢につくり上げていく必要があります。伊勢志摩サミットやインターハイなど、県民の皆様とともに、オール三重で培った経験やレガシーを存分に生かしながら、新たな時代の三重の未来を切り開いていきたいと考えています。

続いて、平成の時代は、孤独死や児童虐待など社会とのつながりの希薄化などの問題が顕在化する一方で、子ども食堂やSNSを活用した新たなつながりが生まれるなど、孤立、孤独とつながりが入りまじった時代でした。これからの時代にさらに重要となる包容力、多様性を大切に取る取組を深化させ、三重県が新たな時代に全国の先駆けとなって進めていきたいと考えております。

最後に、特に2期目の4年間、度重なる不祥事等が生じています。また、

2期目を通じて大変厳しい財政状況となっています。県民の皆様からの信頼回復、財政健全化という県行政の根幹をなす部分について、しっかりと改善への道筋をつけたいと考えています。

これまでも県民の皆様への成果を第一に考え、みえ県民力ビジョンにおいて、住民に最も身近な自治体である市町との連携をより強化することを基本姿勢に位置づけ、取り組んでまいりました。

また、これまでも協創という言葉を上上げてまいりました。また、オール三重という言葉もよく使わせていただきました。新しい時代もこの理念に基づいてみんなが大切にされる三重県、みんなで作って上げていく三重県、そういうスタイルで取り組んでいきたいと思っておりますし、先ほど申し上げましたような命、安心・安全、包容力、多様性、また未来への希望、挑戦、そういうものが大切にされる三重県になるように努力していきたいと思っております。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一） 17日に知事から4点の重点課題を中心に考え方を示していただきました。そのことに触れていただいたというふうに思っております。

私がちょっと気になっておりましたのは、やはり市町との連携、どれぐらい大事にしていくのかな。いろんなところを回っておりましたが、それが課題になっておりますので、そのことにも触れていただきましたし、オール三重でやるということも聞かせていただきました。やっぱり包容力とか多様性を大事にするという部分は、今、虐待の問題だとか、あるいは外国人労働者の問題、シャープ関連会社において外国人労働者の派遣切りがありました。こういった課題に取り組んでいくには、やっぱり本気でこのことに取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますし、後ほどまたお話しさせてもらいますけれども、伊勢志摩サミットの効果だとかこんなものは、やはり回っておりますと、やっぱり全体的にはなっていないだと、限定的ではないかという声もあるのは事実でありますし、また様々な教育現場、あるいは県庁の中でも、コンプライアンスの問題が出てきております。そういったもの

をしっかり取り入れた上でこれから政策集をまとめられるというふうに思います。

私も新政みえも次期4年間ということで、県民に目指す姿勢を、（冊子を示す）こういうビジョン、新政みえビジョン2019というのをつくらせていただきました。これの表にどんな県にしたい、誰もが安心して安定した暮らしができるようにということが上がっておりますが、中には、6点の大きな課題、そして26の具体的な提言となっておりますので、また知事がこれから政策集をつくるときに、どっとこれも目を通していただければということをお願いして、次の課題に移らせていただきたいと思います。

次の質問は、新年度予算についてでございます。

国の予算、昨年12月21日に閣議決定されました一般歳出総額が101兆5000億円、史上初の100兆円超えでございました。7年連続で過去最大予算と国はなっております。

中身を見ますと、社会保障関係とか、あるいは特に高齢化に伴う年金とか医療、こういったもので34兆6000億円というふうになっておりました。そして、三重県の予算にも影響しておりますが、防災あるいは減災、国土強靱化、このために何と15.6%のアップということで、6億9000億円ということでございます。

気になっておりますのは、今日も上限を外すという記事が出ておりましたけれども、防衛費、これが5兆2574億円、7年連続で増加をして、4年連続で過去最大の予算を更新中であります。

平成30年度の補正予算4000億円を加えると5兆8000億円。かなり軍拡化しているんじゃないかなというふうに思っております。

こういった中で、三重県は2月12日に一般会計予算で7006億円と発表されました。前年比0.54%、38億円の増であります。

既に昨年度の予算と同額ということになっておりますが、普通、知事選挙とか市長選挙などの前に予算を組むときには最低必要な経費を盛り込んで編成する骨格予算になるんですが、今回は理由も聞かせてもらっておりますが、

昨年を超えた予算であるということをございます。知事は平成31年度の予算編成に当たってどういうものを、どういう思いを持っているのか、そして、また、30年度の当初予算の公共事業の80%を機械的に挙げている、これが骨格的予算というふうに聞いておりますが、これ、どれぐらい、どのような内容の予算を今、見送っているのか、わかる範囲で聞かせていただきたいと思ひます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 予算編成に当たっての思いと6月補正に送った事業について今わかる範囲でということご答弁させていただきます。

平成31年度当初予算は、新しい時代を迎えるに当たって三重県がスタートダッシュをして飛躍していくためには、防災、医療、介護、児童虐待の防止、障がい者の活躍、外国人との共生など、県民の皆さんの安全・安心の基盤をしっかりと固めていくことが重要であり、それらを重視した予算としました。

また、統一地方選挙を踏まえ、通常分の公共事業を前年度当初予算の80%として機械的に計上するなど骨格的予算として編成しつつ、県民生活の安全・安心を守るための取組など喫緊の課題への対応については、新規事業も含めて計上しています。

とりわけ、平成31年度三重県経営方針（最終案）（暫定版）において、注力する取組として掲げた事業を中心に予算を配分しておりますが、その中でも、未来への希望を支える安全・安心の観点から、県民の皆さんの命と暮らしを守る取組には、重点的に配分しています。

災害に強い地域社会をつくるために、頻発、激甚化する風水害、土砂災害や地震等からの被害を軽減するため、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に対応しつつ、ソフト、ハードの両面で一体的に取り組まします。この取組は、防災・減災対策パッケージとして、企業会計も含めた総額で594億円、平成30年度2次補正予算分も加えて、702億円を計上しています。

また、誰もが安心して暮らし続けられるために、健康寿命の延伸等に向けて健康づくりを推進するため、新たに三重とこわか県民健康会議（仮称）を

開催するほか、鈴鹿児童相談所を新設し児童相談体制を強化するとともに、犯罪被害からの早期回復、軽減を図るための支援体制を整備するなど、防災・減災対策とあわせて、県民の皆さんの安全・安心の基盤を強固なものとしていきます。

新しい時代の始まりに際し、多様で包容力ある、持続可能な社会の実現に向けて、県民の皆さんが夢や希望を持ち、明るく前向きに挑戦、活躍し続けられるよう、次の世代に向けて、三重の未来を紡いでいかなければなりません。

このため、持続可能な行財政運営に向け、三重県財政の健全化に向けた集中取組に基づき、引き続き財政健全化に向けた取組を着実に実施していくと同時に、幸福実感日本一の三重の実現に向けて、安全・安心の確保に向けた取組や、三重県の未来を切り開くための攻めの取組もしっかりと進めてまいります。

そして、公共事業を機械的に80%としたものの、送った事業などについてであります。先ほども申し上げましたとおり、骨格的予算で原則として新規事業の計上を見送っておりますが、県民生活の安全・安心を守るための緊急性の高い取組や新規事業の着手が遅れることにより、年度内での事業完了、成果が見込めず1年遅れの着手とならざるを得ないような事業については、新規事業を含め計上したところです。

新規事業以外では、公共事業や私立学校等振興補助金の一部について当初予算での計上を見送り、6月補正まで判断を留保しています。

判断を留保した事業費は、公共事業で約140億円、私立高等学校等振興補助金で約20億円など、総額で約180億円となっています。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一）　ほとんど骨格的予算と言っても新規も入れていただいているというふうに理解をさせていただきました。

一部送った180億円は、公共事業と、そして私学の関係ということでございますので、今回のこの予算7006億円の中に知事の思いというのは入ってい

るということで、次の当選は間違いなしという感覚ではないですか。

そんな思いも聞かせていただきました。また、個々の部分につきましては、それぞれの常任委員会でも議論をされていくんじゃないかなというふうに思っております。

ここで聞かせていただきたいのは、今まで財政健全化への道筋、次の課題でありますけれども、私が議員になってから随分長くなりますが、ずっとこの時期、財政は厳しい、厳しい財政を何とかしよう、それをずっと言われ続けてきました。今のこの財政健全化への道筋というのを聞かせてもらいたいです。今、執行部が私どもに言っているのは、その要因として、高齢層職員の割合が今高いんだと、あるいは社会保障関係の医療、介護の自然増があるんだ、あるいは公債費については県債償還のピークを迎える、そんな中で財政の硬直化が進んでいるんだ、その状況というのはまだ変わっていないのか。

また、よく東紀州のあの豪雨災害、これがまだきいている、あるいは私は、この伊勢志摩サミットの影響というのも残っているのではないかなというふうに思うんですが、この辺についてどう影響しているのか。

そして、また、今、財政は非常に厳しいということで、ここ数年、借金返済積立金、そしてまた企業庁への返済を先送りなど、よく禁じ手とも言われている方法をとってきておるわけであります。

平成31年度の予算でも県民サービスの低下を回避して、必要な事業費を確保するためとの理由で、県債管理基金への積み立てを見直して、そして公債費67億円を見送りと説明を受けております。公債費が満期になったときに、一括して払うためにちょっとずつ積み立てていく、これを積み立てないということでもありますので、まさに先の世代に先送りというふうに思ってしまうのですけれども、今年はたまたま法人税の伸びもあって何とか予算編成がなされているというふうに思うんですけども、こんなときばかりではないというふうに思います。

また、国体への準備の出費がかなり来るんじゃないかというふうに思っ

おります。この先送りした影響というのはどんなものなのか、どのようにして返済していくおつもりなのか。お聞かせをください。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 県債管理基金の積み立てを見送ったことについて答弁をさせていただきます。

平成31年度当初予算の編成に当たりましては、歳入確保と歳出削減の両面であらゆる努力を積み重ねてきましたけれども、社会保障関係経費の増加などにより財源不足額を解消することが困難な状況に今年度もありました。大幅な歳入増が見込めず、歳出総額を圧縮せざるを得ない中で、県民サービスの低下を回避して、必要な事業費を確保するためのやむを得ない措置として、将来の県債の償還に備えるための基金である県債管理基金への積立金67億円の計上を見送ることとしたところでございます。

このため、平成30年度までの計上見送り額と合わせまして、積立不足額は今、合計で約134億円となっております。

計上を見送ることとした積立金は、後年度に積み立てる必要がありますけれども、現在の財政状況においては、短期間でなかなか積み立てることは容易ではございません。そのためには、集中取組において取り組むこととしている公債費や総人件費の抑制などを着実に進め、歳出構造を改善していく中で、後年度における積み立てに必要な財源を確保していく必要があります。

具体的な今後の積み立ての時期につきましては、財政の硬直化の要因となっている社会保障関係経費、公債費、人件費のうち、公債費については、2022年度、平成に直しますと平成34年度でございますけれども、ごろまでは高水準で推移するものの、その後は一定程度減少する見込みであること、それと人件費については、2025年度、平成に直しますと37年度ということでございますけれども、そのころから退職手当の支給総額が減少する見込みであること、そういったことから遅くとも2020年代後半には、積立不足を解消することができるのではないかというふうに見込んでおります。

その上で、できるだけ速やかに積立不足を解消するため、それまでの間に

おいても、一定の成果があらわれてきている公債費や総人件費の抑制などを着実に進め、現時点における見込み以上に歳出構造を改善させていくことで、各年度の最終補正予算において、歳入や歳出の状況も見ながら可能な限り積み立てを行っていきたいというふうに今考えておるところでございます。

以上でございます。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一） 今、134億円が積み立てが不足しているということでございます。このままいくと、公債費の一番厳しい時期が、そしてまた人件費についても退職金の関係があって、出るほう少し楽になってきて、そこで何とかめどが立つだろうということでございますが、日々の状況の中で、ぜひ儉約というか、いろんなところで財政状況、しっかり見直していただきたいというふうに思っております。相変わらず厳しいという状況は聞かせていただきました。

あと、ちょっとテーマが多いので次の課題へ移らせていただきます。

次は児童虐待防止についてであります。2018年10月、東京都目黒区で4歳の女の子が虐待死しました。大学ノートに残されていた言葉、4歳児とは思えないんですが、「パパとママにいわれなくてもしっかりとじぶんからもっともときょうよりあしたはできるようにするからもうおねがいゆるしてくださいおねがいします。」胸が痛む言葉、まだ残っております。

このケースでは、2回の一時保護がなされて3回目はされませんでした。

そして、今年に入ってから先月1月24日に、今度は千葉県野田市の小学校4年生の女の子が虐待で死亡しました。これまた、一時保護解除後でありました。女の子は、亡くなる1年以上前に学校のアンケートに、お父さんに暴力を受けていることを書いております。

児童相談所は、これも一時保護したんですけれども、女の子は約1カ月半後に開放されて親族宅に預けられ、そしてこの父親によって、このたたかれたのはうそなんだということを書いて自宅に戻されてしまったわけです。

この一時保護というのは、虐待など子どもにとって危険であって、保護が

必要な場合、家庭から子どもを引き離すことなんですね。戻っても安全と判断して家庭復帰をさせることを解除と言っておるんですが、しかし、この解除のタイミング、大変難しいと言われております。児童相談所にかかわってきた方に聞きますと、行きはよいよい、帰りは怖い。いわゆる保護は素早くできて保護を解除するときは大変難しいということでもあります。児童相談所のケースワーカーの専門性と力量が問われるということです。

三重県は、この判断に過去のデータを入れたAIも活用していくと聞いておりますが、AIも必要だとは思いますが、やはり人相手ですから、人間、人材育成、職員のレベルアップがまず必要だというふうに思っております。相談員の人材育成をどのように行っているのか聞かせていただきたいというふうに思いますし、それから、一時保護解除後の対応、先ほどの2件、非常に解除後が問題だというふうに思います。行政機関同士の連携ができていたのかどうなのか。新聞報道の限りですけれども、千葉県でも、教育委員会も、児童相談所も解除後の対応が全くなされていなかったというふうに思います。

今まで新政みえの杉本議員や小島議員、また多くの議員から取り上げていただいとるわけでありましてけれども、今までの答弁を聞きますと、本当に三重県の児童相談所のケースワーカー、一生懸命頑張っていたんですが、しかし、年々相談件数は大変な勢いで増えているんですね。

(パネルを示す) 平成29年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1670件、前年度比127.5%、360件増でありますね。過去最多数を更新しております。

県内でも過去に悲しい虐待事件も起きています。一時保護解除後、あとのフォロー、これどうなっているのか、聞かせていただきたいというふうに思います。

虐待で亡くなった子どもたちの命を無駄にしないためにも、我々はもっと学ばなければならないというふうに思います。この質問するに当たって私が感じたのは、やっぱりもっとも子どもたちの権利を大切に作る社会にしていかなあかんのやないか、そういう子どもの権利を大切に作る、そんな三重県

にする必要があるんじゃないかなというふうに思います。みんなで真剣に子どもの権利を考える、そんな思いを込めて知事の答弁を聞きたいと思いますし、それから千葉の事件を受けて、教育長の考え方も聞きたいというふうに思います。

以上です。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 児童虐待防止について御質問いただきましたので、順次、答弁をさせていただきたいと思いますが、少し丁寧に答弁をさせていただきたいと思います。

まずは亡くなった子どもたちに心から御冥福をお祈りしますとともに、将来に夢や希望を持ちながらいた子どもたちが命を落とすときに、辛い気持ちで命を落としてしまったことに胸が張り裂けそうな思いでありますけれども、だからこそ、しっかりとした万全な体制をとっていかねばならないと、改めて気持ちを引き締めておるところであります。

順次、答弁させていただきます。

本県では、昨年8月7日、市長会、町村会、県警察本部、県の4者で協定を締結し、各市町に設置されている要保護児童対策地域協議会、以下、要対協と申し上げますけれども、の実務者会議全てに警察官が参加する体制を整備するとともに、この要対協に参加する関係機関の連携をさらに深め、支援が必要な子どもの早期発見、早期対応に努めているところです。

さらに、年度内には、児童相談センターと警察本部生活安全部少年課をオンラインで結び、県内の虐待対応に関する情報をデータとして確認できる体制を整備し、地域の対策を支援していく計画です。

また、本年2月8日に国から公表されました、緊急総合対策の更なる徹底・強化に対しても、庁内の関係部局により現在子どもの緊急安全確認を行っているところでありますが、対象児童が発見された場合に、児童相談所が各市町の要対協と連携して迅速に対応していくことを確認しております。

来年度の組織改正等のポイントの一つに、児童相談体制の強化を掲げ、4

月に鈴鹿・亀山地域を対象とした児童相談所を新設し、同時期に設置される民間の一時保護施設や児童家庭支援センターなどと連携した体制を構築します。また、管内の鈴鹿市から、これからの市の児童家庭福祉を担う職員を派遣していただき、県と市が互いの業務に関する理解を深めることで、円滑な連携と対応のレベルアップにつなげていきたいと考えております。

さらに、児童相談担当の職員を今年度は県全体で4名増員しますが、私が知事就任以来、児童相談所職員は2割増やしてきているところでありますが、引き続き相談体制の強化を図ってまいります。

児童虐待事案における一時保護は、子どもの生命の安全確保を目的に実施するものです。

一時保護を解除するに当たっては、厚生労働省から示されている対応方針に基づき、保護者の発言内容、保護者が約束した行動、親子関係の変化、家庭環境、地域関係機関との連携状況などを調査、確認の上、児童相談所が総合的に判断することとなります。

これに加え、本県では、平成25年度に全国に先駆け、北米のアセスメントモデルを参考に、本県独自の児童虐待対応のアセスメントツールを開発し、平成26年度から運用を開始しています。

このアセスメントツールでは、児童の安全を最優先とした一時保護を実施するだけでなく、まさに先ほど議員からあったとおり、一時保護を解除する際にも、対象となるケースの状況に応じて、保護者とともにリスクを減らしていくための方策を考えることとしています。具体的には、保護者に対して家庭訪問を拒否しないなどの約束であるリミットルールというものを設定し、一時保護解除後に保護者がこのルールを守らない場合には、速やかに家庭訪問などの対応を行い、関係機関と協議の上、支援の見直しや再度一時保護を行うことなどを検討することとしています。

また、アセスメントツールについては、各児童相談所での運用状況を解析し、全国でも数少ない取組ですが、その結果を現場にフィードバックすることで、アセスメント項目の改良や再発の可能性を知ることで職員の対応力の

強化を図っています。

児童虐待事案においては、子どもの権利が十分に守られていたのかを主眼に対策を検討していく必要があると考えています。児童虐待により一時保護された子どもたちの本音を聞くことは、事後の処遇を検討していく上でも非常に大きなポイントとなるため、これからは第三者として、子どもの意見の代弁を担う、いわゆるアドボケイトが子どもの相談にかかわり、心の負担を最小限に抑えながら、本音や事実を聞き取っていくことが重要になってくると考えています。

日本においては、現在、厚生労働省が導入に向けた考え方の整理を進めている段階ですが、私が平成29年9月に訪問したカナダでは、普通のこととして、子どもがアドボケイトに相談できる体制が整っていました。

本県においては、本年度から児童相談所の職員に対し、アドボケイトの考え方を学ぶ研修を一時保護所職員も含め実施しています。来年度は、市町担当職員や児童養護施設職員にも参加を求め、子どもの権利擁護に主眼を置いた対応ができるよう、職員の資質の向上に努めていきたいと考えています。

本県においても、平成24年、尊い幼い二人の命が亡くなる事案が発生し、同じような事案を発生させてはならないとの強い思いから、児童相談にかかわる職員が一丸となって、研究者とも連携してアセスメントツールを開発しました。

平成26年度の運用開始後も毎年、対策に必要なデータの収集に努め、検証、見直しを重ねてきました。本年5月からは、より迅速で的確なアセスメントや再発等の危険性を含めた将来的な危険度推定のため、AI導入に向けた実証実験に取り組むことを計画しており、全国からも注目されているところですが、これもこれまでに積み重ねた5000件のデータの裏づけによって可能となったものであります。

これまでの取組を通じて、ちゅうちょのない一時保護の実施や、知見に基づく客観的な判断が可能となっており、これからの人材の育成や対応のレベルアップにも活用できるものと考えています。

児童相談対応にこれで完璧というものは存在しません。今後も対策の見直しを重ねるとともに、これまでに発生した児童虐待死亡事案での反省を踏まえ、目黒区の事案、野田市の事案等も我が事と考え、二度と同じことが起こらないよう、児童虐待対応のより一層の充実、強化をはじめ、子どもの最善の利益を守るための取組を推進してまいります。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 千葉県野田市の児童虐待事案を受けての県教育委員会の対応についての御質問でございます。

学校は、家庭に次いで子どもが過ごす時間が長く、子どもの状況を把握しやすい立場にあることから、児童虐待については、これまでも各学校での早期発見、市町の児童福祉部局や児童相談所への迅速な通告及び関係機関と連携した組織的な対応が行われるよう周知、徹底をしてきたところです。

平成28年度には児童虐待を早期に発見できるよう、学校での児童虐待気づきリストを作成、配付し、教職員が子どもの小さなサインに気づき、児童虐待を見逃さないよう取り組んでいます。

また、児童相談所がかかわっている子どもについては、子どもを守ることを第一に、担任による家庭訪問や養護教諭をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職を活用して、組織的に見守りを行うとともに、各市町に設置されている要保護児童対策地域協議会に定期的に情報提供を行っております。さらに、子どもたちを見守る際、不自然な外傷があったり、帰宅を嫌がるなどの兆候や状況の変化を把握した場合には、速やかに児童相談所へ連絡し、連携した対応をとっております。

県教育委員会では、千葉県野田市の事案を受け、2月13日の市町教育長会議で、児童虐待の早期発見、通告及び組織的な対応について改めて徹底をしたところです。加えて、2月8日の関係閣僚会議で示された、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えること、学校、教育委員会等において保護者から求めがあった場合、児童相談所等と連携しながら対応することなどについて依頼をしました。

現在、文部科学省からの通知、これは2月14日にございしましたが、それを受けまして、県内の全ての学校と幼稚園で2月1日以降、一度も登校していない子どもに面会を行い、状況の確認を進めているところです。

県教育委員会としましては、今後、国が要保護児童等の情報の取り扱いや、児童相談所、学校、警察等との連携について、新たなルールを設定することとしていることから、その内容を踏まえ市町教育委員会や学校が適切に対応できるよう、子ども・福祉部等と連携して取り組んでまいります。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一） 知事から随分丁寧な考え方を聞かせていただきました。

教育長からの考え方も非常に真剣に対応されているということを感じさせていただきました。

私もこの質問するに当たって、児童相談所のOBといたしますか、今もいろいろ頑張ってもらえる方と話したんですけども、まず虐待が起こると何が起こるかという、子どもと親との対立関係が起こってくる。そんなときに、子ども側に立つのが行政、児童相談所じゃなければならないということをおっしゃっていました。それを忘れてしまうといいますか、今回の千葉県の場合は全てが大人側に行ってしまうと、子どもがこういう状況になったんだと私は理解しております。

これをクリアしていくためには、子どもの権利条約ができてから随分、23年前ですよ。1994年。これがやはりみんな大人の中に浸透してないんじゃないかというふうに思います。その辺の子どもの人権というものをもっと広げていく、そういったものを絶えず入れながらの政策にしていきたいなというふうに思います。

具体的に個々にいろんなことをしていただくということは今わかりましたので、ぜひおっしゃったことが現場に通じるように御努力をいただきたいなということをおっしゃって、次の課題に移らせていただきます。

次は南部地域の活性化ということでございます。平成31年度の地方財政の対策等についての地方6団体の共同声明が出たんですが、こんな言葉が出て

きます。地方の未来を切り開いていくことなくして、日本の未来はない。地域に雇用を確保して新しい人の流れを生み出すことで地方創生を実現していくと、こんな言葉がございました。まさに、三重県の南部地域の未来を切り開くことなくして、三重県の未来はない、そんな視点で質問させていただきたいと思います。

(パネルを示す) これは国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計のグラフなんですね。2015年の総人口を100としたときの総人口の指数であります。青が三重県、ピンク、真ん中ですね、これが南部地域、そして南部地域の中で一番人口減が激しいと言われている南伊勢町が緑ですね。

このグラフからは、ほかにもたくさん数字があつて読ませてもらったんですけども、激しい人口減、特に若者の流出、生産年齢人口の減少、過疎化、高齢化、地域活力の低下、第1次産業の低迷化、そういったものが見えてくるわけですが、三重県南部が自立できる状況、これをつくることは、やはり三重県全体の元気づくりにつながるんじゃないかなというふうに思っております。まずは、このような現状を何とか打破しようということで、7年を経過しようとしておりますが、平成24年に積み立てられた、南部地域活性化基金、これについて伺いいたします。

この南部地域活性化基金は、(パネルを示す) ホームページから拾ったんですけども、この表を見ると、積み立て金額がばらついておって、積み立てなかったときもあるんですよ。平成30年度の残額もこれどうなっていくのかわかりませんが、新年度もどうなっていくのか、まずはこの7年間の南部地域活性化基金について、総括を聞かせていただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

[伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇]

○地域連携部南部地域活性化局長(伊藤久美子) 南部地域活性化基金のこれまでの成果と課題、今後についてお話をさせていただきたいと思います。

南部地域の働く場の確保と定住促進を図るため、先ほど御質問にもありま

したように、平成24年4月に南部地域活性化基金を造成いたしまして、南部地域の市町が連携して行う活性化の取組を支援してまいりました。

また、基金の活用に当たりましては、南部地域の市町、有識者、県で構成いたします南部地域活性化推進協議会によりまして、検討や意見交換を行ってまいっております。

これまで7年間の支援実績は延べ73事業、およそ1億7400万円となっております。近年では移住者が毎年目標数を上回るなど、一定の成果があらわれていると考えております。

また、この基金の成果と課題を検討するため、昨年7月、南部地域13市町にアンケートを実施するとともに、12月からは市町を訪問いたしまして、直接ヒアリングを行いました。

市町からは、成果といたしまして、他市町との連携、協力体制の構築やノウハウの共有が進んだほか、スケールメリットにより訴求力が高まったという評価をいただいております。

例えば、ふるさと納税南部まるごと発信事業では、南部地域13市町が全て参加いたしまして、広域で地域の魅力を紹介することで情報発信力が強化され、各市町とも寄附の増加に結びつきました。また、南部地域のファンクラブ、南部まるごとサポーターが生まれまして、首都圏を中心に約220名の方が登録していただいております。

しかし、その一方で、基金の残高が減少し、事業が縮小する中で市町間の連携における広域的な観点からの調整や助言など、県の支援が薄くなることにつつまして、不安を感じる声もありました。

平成31年度は、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の最終年度であると同時に、基金を創設してから、先ほどもおっしゃっていただきましたが、8年目を迎えます。市町アンケートやヒアリングの結果のほか、関係者の意見も参考といたしまして、基金が果たしてきた役割、課題、問題点等につつまして、改めて検証を行ってまいりたいと考えております。

[39番 中村進一議員登壇]

○39番（中村進一） 局長、ちょっと教えてほしいんですけども、今年の残高見込みとか来年に向けての考え方というのは何かあるんですか。

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 今年の残高見込みでございますが、今年度残高見込みは745万円となっております。これを来年度使いまして、また国の補助金なども使いまして、市町の取組を支援していきたいというふうに考えております。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一） 今、残高745万円ということでございますが、これは平成30年度の残高になるというふうに思います。だんだんと仕事がやりにくくなっていくのではないかというふうな思いもありますし、その中にそれぞれの市町の不安というものもここに出てくるというふうに思っておりますので、この辺につきましては、またしっかりと各地域の首長の、市町の皆さんの意見を聞いていただきたいなと思っております。

今いろいろ聞かせてもらいましたけれども、南部地域、本当に活性化していくためには、やっぱり県庁全体で取り組んでいく、これはもう避けられないというふうに思っております。南部地域活性化の全体として本気度をちょっと聞きたいというふうに思いますので、例えば先ほど私がそれぞれ問題提起をさせていただきましたけれども、産業なんかはどうなる、雇用なんかはどうなっていくのかとか、あるいは1次産業が主力ですので、そういった1次産業への対応をどうされるのか、あるいは観光戦略、こういったことも非常に重要だというふうに思うんですが、オール県庁で取り組むに当たってのそれぞれの部局長の考え方を聞かせていただきたいというふうに思います。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 南部地域活性化に向けました南部地域活性化局の今後の取組について、お答えさせていただきたいと思えます。

南部地域は、豊かな自然や食をはじめとする資源に恵まれておりますが、

地理的条件が不利であることもございまして、都市部と比べて働く場の確保が難しいことから、若者の人口流出が続いております。そのため、南部地域活性化局といたしましては、市町や関係部局と連携いたしまして、働く場の確保と定住促進の取組を進めていきたいと考えております。

こうした中で、南部地域活性化局の取組といたしましては、来年度は、熊野古道世界遺産登録15周年を迎えるに当たりまして、熊野古道伊勢路沿線の10市町と県で実行委員会を立ち上げまして、地域が一体となって記念事業に取り組むことで、インバウンドをはじめとする南部地域全体への誘客促進を図ることとしております。

また、関係人口を創出する取組である度会県プロジェクトでは、南部地域の全13市町を対象として実施し、度会県民として登録いただきました都市部等にお住まいの皆さんと地域住民との協創による地域づくりの実現を図りまして、南部地域の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

南部地域活性化局では、これらの取組を着実に進めるとともに、地域に寄り添い、地域ともに地域の様々な課題の解決、働く場の確保と定住促進に向けまして、関係部局、関係市町等とより一層連携を深め、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、私のほうからは農林水産部の今後の取組についてということで御答弁申し上げます。

農林水産部におきましては、南部地域の基幹産業であります農林水産業が持続的に発展すること、それと合わせまして、魅力ある自然や景観が将来にわたり適切に保全・活用されることが重要というふうに考えております。

このため、生産体制、生産基盤の整備をはじめ、多様な担い手の確保、育成、また新たな販路開拓支援、農山漁村の振興に、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

特に、平成31年度におきましては、南部地域において、若者等が魅力を感じる働きやすい農林水産業の実現に向けまして、ICT等を活用したかんき

つ産地や魚類・真珠養殖のスマート化などに取り組むとともに、集客、交流につながるきっかけづくりといたしまして、伊勢志摩国立公園のナショナルパーク化に向けた取組の加速、またジャパンエコトラック伊勢・熊野の登録を契機とした南部地域全域でのスポーツツーリズムの拡大などに力を入れていきたいというふうに考えております。

こうした取組を総合的に展開していくことで、南部地域の振興と活性化を、さらには三重県の農林水産業の振興と地域活性化をしっかりと図ってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） それでは、雇用経済部の取組について御答弁を申し上げます。

県南部地域においては、多様で豊かな自然や歴史風土の中で育まれてきた地域の魅力をこれまで以上に活用し、夢や希望を持った暮らしを実現できるよう産業政策を展開していく必要があると考えております。

みえ産業振興ビジョンでもお示しをしたところでございますが、知恵や知識、技術を組み合わせ、あるいはつなぎ直していくKUMI NAOSHIの産業政策をベースに、若者に魅力あるしごとの創出、産業教策を通じた地域課題解決への貢献という視点を大切にして取組を進めていきたいと考えております。

若者に魅力あるしごとの創出につきましては、企業誘致の推進や販路開拓の支援などに取り組んでまいります。

補助金の活用も図りながら企業の再投資の促進や新規企業の誘致にも挑戦してまいります。国の地域未来投資促進法の制度を活用するなどし、南部地域を牽引していくような企業のさらなる成長もサポートしていきたいと考えております。

また、豊富な地域資源を生かした商品の開発や販路拡大、情報発信を促進していくため、地域の関係者と連携をいたしまして、国際食品見本市への出

展支援、バイヤーを招聘した商談会の開催などに取り組んでまいります。

産業政策を通じた地域課題解決への貢献につきましては、地域に必要とされる企業の事業承継支援に取り組むとともに、新たな産業の創出にも取り組んでいくこととしております。

事業承継につきましては、各支援機関と連携しながら総合的、集中的に実施をするとともに、新たに後継者を求める県内の事業者と起業、継業に関心のある移住希望の若者などとのマッチングを進めてまいります。

また、離島や山間部での移動の利便性の向上、災害時の救急搬送や物資輸送の迅速化、都市部での移動時間の短縮など、新しいサービスの展開や地域での課題の解決につながる空飛ぶクルマの実証実験の誘致を行い、新たなサービス産業の創出に向けた取組にも挑戦していきたいと考えております。

さらに、尾鷲三田火力発電所用地の活用による地域の活性化を目指す、おわせSEAMモデル協議会に南部地域活性化局とともに、オブザーバーとして参加をしております。協議会では、エネルギーの地産地消による新たな産業、サービスの創出や、集客交流人口の増加に向けた取組が検討されており、雇用経済部としましても、多様な事業者とのネットワークや企業投資促進制度などを活用いたしまして、積極的に支援していきたいと考えております。

引き続き、関係部局はもとより市町や関係団体などと連携をいたしまして、南部地域における企業誘致の推進や販路開拓の支援、円滑な事業承継の支援、新たなサービス産業の創出など、仕事を創り、増やし、守る取組を促進いたしまして、地域課題の解決にもつなげていきたいと考えております。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） それでは、私からは観光局の今後の取組について答弁させていただきます。

平成27年度三重県市町民経済計算における地域別の産業構成比を見てみると、南部地域の宿泊・飲食サービス産業の産業全体に占める割合は、県全体の2.1%と比べて、伊勢志摩地域が6.1%、東紀州地域が3.0%と高くなっており、南部地域にとって観光は、地域発展のために欠かすことのできない産

業であると言えます。

南部地域には、神宮や世界遺産熊野古道伊勢路などの歴史、文化、さらには伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園などの自然、豊かでおいしい食など、国内外の観光旅行者を引きつける多くの魅力があります。

来年度は、改元や熊野古道世界遺産登録15周年など節目の年を迎えます。また、新名神高速道路県内区間の全線開通による滞在時間の増加や、新たな観光のゲートウェイとして鳥羽港等にクルーズ船が寄港するなど、国内外からの誘客拡大の絶好のチャンスを迎えます。観光局としましては、こうした好機を生かし、三重が国内外の旅行者から旅の目的地として選ばれるよう、データ分析に基づいた周遊性、滞在性向上のための仕組みを構築するとともに、SNS等を生かした情報発信など、国内外の旅行者に向けた効果的なプロモーションを展開し、客が客を呼ぶサイクルを構築していきます。

こうした取組を、南部地域活性化局をはじめ、観光事業者、市町等としっかり連携しながらオール三重で進めることで、リピーターや三重ファンの増加など交流人口の拡大や若者の地域定着などを図り、地域の稼ぐ力を高め、南部地域をはじめとした県内各地域の持続的な発展につなげていきます。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一） 南部地域の持っている魅力もあるんですけども、今、いろいろ答弁いただきましたけれども、現実はまだ本当に大変厳しい状況にあります。

こういった今、雇用経済部からもお話を聞かせてもらいましたが、何か本当に若者が来そうな感じでしたが、現実には厳しいと思います。知事、この南部地域活性化について知事の思いを簡潔にお願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 南部地域については、私が平成23年に知事に就任させていただくその前後、各地を回って、本当にすばらしい地域資源があるものの、主要産業の1次産業とかが大変厳しい状況で、若者が流出したり、働く場が不足していたり、それに対して地域の皆さんが大変危機感を強く持っておられるというのを感じました。

少しでもお役に立てればということで、平成24年から先ほど来あったような基金のこととか本部のこととか活性化局とかやってきたわけでありませうけれども、一定の成果とかも出ているかもしれないけれども、出ていると思えますけれども、その就任当時に私が認識した課題というのは一朝一夕で解決できるものではないというふうに思っておりますし、厳しい状況であるということには変わりはないと思っております。

したがって、この全庁挙げて総合的、横断的に継続して取組をしっかりと、そしてその地域の皆さんの危機感に寄り添って、その思いを同じくしてやっていけるように努力をしまいたいというふうに思います。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一） ありがとうございます。知事は、本当に何度も南部のほうへ訪れていただいておりますので、その隅々までわかってみえるというふうに思います。冒頭に申し上げましたように、やっぱり南部地域が、南部とは限りませうけれども、地域が元気になるないと三重県全体が元気になるという、その視点でお話しさせていただきました。

最後に、私の友人で浜島で仕事を辞めて個人でそこで新しい仕事を始めた。彼がやっているのは、役所にはもう頼らないと、自分で小さな店を開いて、そこは人のたまり場にするんだということで、朝、お年寄りの人がお医者さんに行く前にちょっと寄る。診療所ですね。診療所が終わってから、またそこでダベる。そうこうしているうちに保育所や幼稚園への子どもの迎えにお母さん方が寄ってくる。で、そうこうしていくうちに、今度は小学生が帰ってくる時にみんなで寄る。そこで勉強をする。そうこうしているうちに、今度は中学生がやってくる。そういう小さなコミュニティを今つくり始めている。立命館大学と共同して学生たちもそこでいろんな活動をする、そんなことを個人でもできるんだということで今やっている者がいるんですけども、そういった新しい形の行政が入らない形ももしかしたらあるかもわかりませうので、そういったこともぜひともまた紹介も詳しくさせていただきますので、また協力をよろしくお願ひしたいなというふうに申し上げておきます。

最後、平和の課題について質問させていただきます。

1月17日に、陸上自衛隊からアメリカ海兵隊との実動訓練を行うということで公表されまして、オスプレイがやってきたわけでありまして。県民に情報公開されたのが翌18日やったんですけれども、2月4日から15日ということで、たくさんの市民団体とか、あるいは労働組合もそうですけれども、知事や伊勢市長に危険ではないか、安全性どうなのかということで申し入れもありました。知事からも、そして伊勢市長からも防衛省には申し入れもしていただいております。

いろいろやっていただきましたけれども、その中身はどうであったのか。きちんと検証をいただいているのかどうか。

今日の新聞に出ておりましたけれども伊勢市長は防衛省を呼んで、きのう、おとといですかね、やっぱり危ないということで向こうに対して、米軍の訓練でやってきてもらうのは困るということで申し入れをしたということがありましたけれども、この一つのプロセスの中で、知事が7項目の提案といいますか、要望を出して、その後、その状況はどうであったのか、その辺聞かせていただきたいというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） オスプレイの明野駐屯地を使用した米海兵隊との実動訓練の要望、それがどう行われたのかということと、少し今後のことも触れていただきましたので、少し述べたいと思います。

2月4日から15日に滋賀県饗庭野演習場で自衛隊と米海兵隊の実動訓練が実施されるに当たり、2月2日から9日にかけて伊勢市の明野駐屯地に米航空機オスプレイが飛来し、駐機及び整備等が行われました。

県では、オスプレイの飛行に関する県民の不安が払拭されているとは言い難い状況に鑑み、1月21日、伊勢市とともに東海防衛支局を訪問し、万全の安全対策を講ずること、県民に対して十分な情報を提供すること、県民生活に不安を与えたり支障を来すことがない等を要望書に示し、強く申し入れをしました。

また、1月29日に実施した平成30年度自衛隊との防災連絡会議の中でも、明野駐屯地司令などの自衛隊幹部の方々に、私から直接再度同様の要請を行ったところです。

訓練の実施時においては、東海防衛支局との緊密な連絡体制を構築し、オスプレイの本県内での飛行に関する情報を、県ホームページに掲載するとともに、緊急時には関係機関と連携して対応できるよう備えました。

東海防衛支局においては、明野駐屯地に現地対策本部を設置し、不測の事態に備えるとともに、県民生活への影響を最小限にとどめるよう努めていただきました。明野駐屯地周辺の住民には、オスプレイの飛来について必ずしも十分な周知、説明がされていない面も見られました。騒音測定も実施され、その測定結果については近日中に公表されると聞いています。

また、2月7日、明野駐屯地に近接する県立明野高等学校の前期選抜が実施されることを受け、子どもたちの人生にかかわることであり、私どもからも検査時間帯には絶対に飛行しないよう東海防衛支局を通じて米海兵隊に強く働きかけた結果、その間の飛行は見送られ、要望に対し適切に対応していただいたと感じています。

一方で、今、議員おっしゃっていただいた検証というのは大事なことで、この今回騒音測定の結果とかも公表されますので、そういうのを含めてちゃんと7項目、どういうふうに対応したのか改めて防衛支局とやらせていただきたいというように思っています。

また、今後のことですけれども、明野駐屯地を利用したオスプレイの飛行に関しては、東海防衛支局と緊密に連携し、情報収集に当たっておりますけれども、実施されるとの情報には得ておりませんので現時点では行われる予定はないというふうに認識をしております。

[39番 中村進一議員登壇]

○39番（中村進一） 一定検証をしていただくということでございますが、伊勢市長は東海防衛支局の中の施設企画課長に、来ていただいて申し入れをしているんですけれども、その辺の、知事はそこまでされる予定はあるのか、

どうなのか聞かせてください。

○知事（鈴木英敬） 検証についてはどういうやり方をするかというのは、まず事務方のほうでしっかり詰めてから、私が登場する場面があれば登場させていただきますし、まず事務方と防衛支局でしっかり詰めてやり方を考えたいと思います。

〔39番 中村進一議員登壇〕

○39番（中村進一） 私どもがやっぱり心配をしておりますのは、これが常駐化してくる、市長もそうだというふうに思うんですけども、常態化してきたときに、今、米軍のほうは安全とは言うておりますけれども、沖縄が、オスプレイというのは、週の初めの東京新聞ですかね、中日新聞の社説にもありましたけれども、極めてまだまだ危険だという、そんな考え方がありますので、その辺の検証も含めて住民の皆様はやっぱり心配。中には、ファンもおってカメラマンがいっぱいだというふうな話も聞いておりますけれども、そうじゃなしに本当に何度も落ちているオスプレイですので、その辺はしっかりと対応していきたいなというふうに思っております。

あと、平和の政策については、私も常任委員会がそこなので、またしっかりとそこでお話をさせていただきたいなというふうに思います。

たくさんの課題を詰め込んだのでちょっと端折ってしまいましたけれども、知事が3期目への挑戦とか、あるいはこの予算に組み込んだ中身もしっかり聞かせていただきましたので、それを私も次、行ければ見守っていききたい、チェックをしていきたいというふうに思います。

代表質問結びに当たりまして、私も川柳三重のメンバーでございますので一句上げさせていただきます。

「オスプレイ お伊勢さんには 似合わない」。以上でございます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 44番 水谷 隆議員。

〔44番 水谷 隆議員登壇・拍手〕

○44番（水谷 隆） どうも皆さん、こんにちは。自由民主党県議団、いなべ

市・員弁郡選出の水谷隆でございます。

今日、朝、控室に入りましたら同僚議員が非常に冷やかしの言葉か激励の言葉かわかりませんが、いろいろ言われましてね。いつも私は冷静なんですけど、ちょっと気持ちが高ぶっております。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長のお許しを得ましたので、ただいまから自由民主党県議団として、また今期最後、そして私自身の本会議での最後の代表質問をさせていただきます。名づけて締めくり代表質問ということでさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

まずは、知事の二期八年の総括について少しお聞きしたいと思います。

平成23年県知事選挙で当選されてから今日まで、三重県知事の重責を担ってこられました。

先月の開会日に3選出馬の所信表明をされましたが、その理由として、最初に、初心を掲げられていました。初心忘るべからずは私自身のモットーでもあります。知事が初心の一つとして言及されておりますが、平成23年3月の東日本大震災、同年9月の紀伊半島大水害などの大規模な災害への対応や防災・減災対策への取組に注力されてきたと思います。

また、G7伊勢志摩サミットの開催など、三重県の歴史に残るイベントに、知事の言葉を借りれば、オール三重で鋭意取り組んでこられたと思います。知事の印象として県民の皆さんがよく言われるのは、元気であると、明るい、声も大きいと、ついでに顔も大きいというようなことも言われますけれども、私も地元に行きますと結構人気あるんですよ。

だけど、私がよく言われるのは、人気はあるけど票が少ないと、こう言われるんですけども、いや、そんなことはないと思ってますけども、そういったことで知事は三重をPRしていただいて頑張ってみえるということで、三重県が取り上げられる機会が相当増えてきておるということで、営業知事たる鈴木知事によるものが非常に大きいと私は思っております。

その知事の2期目の4年の任期もあとわずかになってきたわけございま

すけれども、2期8年の任期において、県政の様々な分野で政策を展開されてきたと思いますが、この任期中に成果を出せたもの、また、成果が出せない道半ばの取組もあろうかと思えます。

そこで知事にお伺いをしたいと思います。2期8年の総括などをどのように捉えているのか、知事の思いをお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、また成果の出ない取組について、今後どのように取り組みたいと考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2期8年の成果や課題と、それらを踏まえた今後の取組ということで答弁させていただきますが、答弁に先立ちまして、水谷議員におかれましては今日が本会議最後の御質問ということで、これまで県政、長きにわたり御協力いただき、また積極的に御活動いただきましたこと、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、2期8年の成果や課題とそれらを踏まえた今後の対応です。

私は、平成23年4月の就任以来、第三の分水嶺ともいうべき大きな時代の転換期に、県行政自らの変革を進めつつ、県民の皆さんにもアクティブ・シチズンとして御協力いただき、積極的に社会に参画していただくことを呼びかけながら、約8年間、幸福実感日本一の三重の実現を目指し、未来に夢と希望を持つことができる新しい三重づくりに、全力で取り組んでまいりました。

昨年実施しました第7回みえ県民意識調査の結果を見ますと、産業活動の活発化という項目は第1回から第7回で27.8%から36.7%、三重の魅力発信、交流の促進という項目では、17.3%から33.0%、災害の危機への備えというところでは、24.4%から32.8%といった項目において、平成24年実施の第1回調査時から県民の皆様の実感が高まっています。

具体的な取組としましては、まず、産業活動の活発化に関しては、世界経済の動向から大きな影響を受ける本県産業の課題を克服するため、みえ産業

振興戦略、みえ産業振興ビジョンを策定し、強靱で多様な産業構造への転換を進めた結果、県内総生産は過去最高を記録し、また、実質経済成長率全国第2位、1人当たり県民所得全国第3位など、本県の発展につながる成果が生まれました。

次に、三重の魅力発信、交流の促進については、首都圏の営業拠点として設置した三重テラスが今年度5周年を迎え、来館者数340万人と、三重の魅力を発信する場として定着しています。そういった首都圏での取組も功を奏し、G7伊勢志摩サミットやお伊勢さん菓子博2017といった本県の歴史に残るイベントが開催され、三重が誇る日本らしい伝統文化や美しい自然、食の魅力が世界中に発信されることで、高い評価をいただくとともに、本県の知名度の向上にもつながり、平成29年の観光レクリエーション入込客数は過去最多となりました。

また、観光消費額につきましても、計画で目標としていた平成31年度、これを2年前倒しして5000億円の目標を超えることとなりました。

このほか、県民の皆様の安全・安心の向上や経済活動等を支える基盤整備として、広域交通ネットワークの形成を進めました。本年3月に迫る新名神高速道路の県内区間全線開通や東海環状自動車道の延伸をはじめ、近畿自動車道紀勢線、中勢バイパスの整備促進、また、国道167号第二伊勢道路、国道422号三田坂バイパスなどが整備されました。

また、子ども心身発達医療センターの建設、あすまいるの建設など、安心や福祉の面でも一定の取組の成果も出つつあります。

一方、人口減少対策、学力向上などにも注力して取り組んでいるところですが、まだまだ道半ばで、県民の皆さんに成果が届いていると言えないものもあり、また県民の皆さんからの御要望に十分お応えできていない地域の課題もあります。これまでの取組を踏まえ、それらを深化させていく必要があると考えています。

また、2期目の4年間においては、たび重なる不祥事等が生じています。県財政も、2期目を通じて大変厳しい状況となっています。県民の皆様から

の信頼回復、財政健全化という県行政の根幹をなす部分について、しっかりと改善の道筋をつけたいと考えています。

さらに、私の初心である防災・減災対策は、これまでも注力して取り組んできたものの、終わりはありません。国においても防災、減災、国土強靱化に集中的に取り組むとされており、それらの機会も活用し、引き続き取り組んでまいります。

〔44番 水谷 隆議員登壇〕

○44番（水谷 隆） はい、どうも2期8年の総括、ありがとうございます。また、知事からは私に対して身に余るお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

私も当然のことながら、やっぱり三重県の産業をどう活発にしていくかということ是非常に大事であるというように思っています。今触れられましたけれども、東海環状自動車道、新名神高速道路あるいはいろいろな道路の整備、これが着実に進んできておりますけれども、やっぱり一番私が気になるのは東海環状自動車道でございまして、これがようやく3月17日に東員インターチェンジから大安インターチェンジまでが開通すると。その先がまだはっきりしてないわけですよ。だから、北勢町、それから養老等について全線供用開始というのをやっぱり早くしていただきたいというのが私のもう最後のお願いでございますので、これをやることによって当然、三重県の産業が活発になる、雇用が拡大していくと、こういうことでございますので、ぜひそういったことについてもさらなる取組をよろしくお願いをいたしまして、2番目の質問に移りたいと思います。

財政健全化に向けた道筋ということでございますけれども、昨年10月15日の代表質問では、平成31年度当初予算を前に、持続可能な財政運営と夢のある予算編成の両立に向けた知事の思いをお聞きかせいただきました。

知事からの答弁では、本県の財政状況については、歳入面では、県税収入の伸びが一定見込まれる一方、歳出面では、社会保障関係経費が引き続き増加すると見込まれるなど、依然として深刻な状況にあると。しかし、三重県

財政の健全化に向けた集中取組に基づき、歳出構造の抜本的な見直しを進めてきたところであり、公債費や人件費などについても一定の成果があらわれてきたということでありました。

集中取組の現時点における進捗状況については、先日の全員協議会において、県当局より御説明があったところではありますが、それによれば、総人件費の見直しや公債費の抑制、未利用財産の売却促進など、歳入、歳出両面における取組において、一定の効果があらわれつつある状況であるということでありました。

平成31年度は、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画及び第二次三重県行財政改革取組の最終年度であり、機動的な財政運営の確保のための具体的な方策を取りまとめ、三重県財政の健全化に向けた集中取組についても、その目標年度を迎えることから、県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な財政運営の確立に向けて、取組の着実な推進が求められているところであります。

また、本年は平成という元号が改められる新しい時代の始まりでもあります。平成時代に顕在化してきた少子高齢化や防災、減災などの諸問題、諸課題をはじめ、今後も目まぐるしく変化するであろう社会経済情勢に的確に対応し、県民の皆さんに必要な行政サービスを提供していくためには、持続可能な財政運営の維持が欠かせません。

そこで知事に2点、お伺いをしたいと思います。まず、三重県財政の健全化に向けた集中取組についてですが、取組の現在の進捗状況について、知事はどのように受けとめられているのか、また、平成31年度当初予算は、この集中取組の成果を踏まえて編成されたものと思いますが、その成果はどのように当初予算に反映をされているのでしょうか、御答弁をよろしく願いをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 財政健全化について2点御質問いただきました。1点目は集中取組の成果の受けとめ、2点目はその成果を当初予算にどう反映したのかということでございます。順次、答弁します。

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の着実な推進とともに、さらに持続可能な行財政運営を維持していくためには、より一層の歳入確保と歳出構造の抜本的な見直しが急務であったことから、平成29年6月に、機動的な財政運営を確保するための具体的な方策として、三重県財政の健全化に向けた集中取組を策定し、歳入、歳出両面における取組をこれまで推進してまいりました。

集中取組の現時点における進捗状況については、先日の全員協議会において御報告したところですが、主な内容としましては、歳出面では、総人件費について、職員数や時間外勤務時間の減少及び人事、給与制度等の見直しにより、平成29年度、30年度の2年間で、延べ52億円の減額効果が見込まれます。

また、臨時財政対策債等を除いた県債残高については、投資的経費の抑制を図ってきたことにより、平成30年度末の残高が、平成28年度と比べて254億円減少する見込みとなっています。

歳入面では、未利用財産の売却により、平成28年9月の集中取組素案の公表以降、本年1月までに5.5億円の収入を確保するとともに、県税の徴収率の向上により、平成29年度は前年度対比で、4.7億円の収入増になるなどの効果があらわれています。

集中取組に掲げる数値目標についても、平成29年度決算ベースで、経常収支比率が前年度比1.8ポイント減の98.0%に、実質公債費比率が前年度比0.1ポイント減の14.2%となり、おおむね順調に改善が進んでいると受けとめております。

しかしながら、まだ財政状況は硬直化、自由に使えるというような機動的に使えるという状況にもまだ至っておりませんので、この数年、正念場が続くというふうに思っておりますので、気を引き締めて対応していかなければならないというふうに思っております。

そこで、平成31年度当初予算の関連では、さらなる経常的支出の抑制を図っており、前年度と比べて、人件費は17億円の減、公債費は49億円の減と

なっております。平成31年度は3年間取り組んできた集中取組の最終年度であり、財政健全化に向けた道筋を確実につけるという強い使命感を持って、取組を進めてまいります。

一方で、防災・減災対策や医療、介護、子どもたちへの支援の充実など、真に必要な投資については、時期を逸することなく着実に進めていくことが必要です。そのため、平成31年度当初予算では、集中取組の成果も踏まえ、これら喫緊の課題に的確に対応できるよう、防災・減災対策パッケージをはじめとした必要な予算を計上しているところであり、未来への希望を支える安全・安心の観点から、県民の皆さんの命と暮らしを守る取組についても、これまで以上にしっかりと進めてまいります。

〔44番 水谷 隆議員登壇〕

○44番（水谷 隆） はい、どうもありがとうございました。知事からは財政健全化に向けた道筋を着実に、確実につけるという使命感、これをしっかりとやっていくと、こういうことをいただきましたので、これからも気を緩めることなく、しっかりと健全化に向けた取組をしていっていただきたいというふうに思います。

次に、防災・減災の取組の方向性についてお聞きしたいと思います。

平成の時代が終わろうとしています。新聞やテレビでは、平成を振り返る特集が行われております。それを見ていると、平成は災害の時代と呼ぶほど、災害の多い時代でもありました。

重立った災害を振り返ってみますと、地震では、死者、行方不明者が6400名を超えた平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成16年10月の新潟県中越地震、それから津波等による死者、行方不明者が2万2000名を超えた平成23年3月の東日本大震災、二度の震度7が襲った平成28年4月の熊本地震、それから風水害では、本県に多大な被害をもたらした平成23年9月の紀伊半島大水害、広島県で猛烈な雨を観測した平成26年の広島土砂災害、九州北部地方では記録的な大雨となった平成29年の九州北部豪雨などなど、このほかにも様々な地震や風水害等が毎年発生して、そのたびに国民生活に影響を与えて

きております。

西日本を中心に被害を与えた平成30年7月豪雨、震度7を記録した北海道胆振東部地震、相次ぐ台風の接近、上陸、記録的な猛暑等、自然災害が相次ぎ、昨年末に発表されました1年の世相を発表する漢字が災害の災という言葉であるほど、災害の多い1年であったことを印象づけられました。

願わくば、新しい時代には災害が少ないことを望みたいものでありますけれども、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が高まっていることや、地球温暖化の進行を考えますと、我々は災害の発生が身近にあることを肝に銘じておく必要があります。

鈴木知事は、東日本大震災直後に知事に御就任されたことや、紀伊半島大水害を経験されたことを踏まえ、三重県の防災・減災対策に力を注いでこられました。平成28年に就任された全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長として、国内の災害に対し自ら被災地を訪問し、被災された方の声を集め国に届けるなど、国内の防災・減災対策にも積極的に活動してこられました。

1月17日に、折しも24年前に阪神・淡路大震災が発生したこの日に、議場におかれまして次期知事選挙の出馬を表明され、そして知事自身の初心の一つとして、第1番目に三重県の防災・減災対策を徹底して行い、県民の命や暮らしを守ることを述べられました。

60年前の伊勢湾台風や75年前の昭和東南海地震を経験し、災害と隣り合わせにある本県にとって、暮らしの安全・安心をもたらす上で防災・減災対策に注力してもらうことは非常に心強いものであると感じております。

そこでお伺いをいたします。本年は伊勢湾台風60周年、昭和東南海地震75周年の節目を迎えることや、国が昨年の重要インフラの緊急点検結果に基づき、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を実施する中、新しい時代を迎える平成31年度の当初予算に込められた防災・減災対策の知事の思いをお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 平成31年度当初予算に込められた防災・減災対策の思い

を述べさせていただきます。

平成は災害の時代とも言われるように、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ、近年の豪雨や地震等、想定外、数十年に一度の大規模自然災害が頻発した時代でありました。私たちは災害と災害の間、災間を生きているという覚悟を持ち、経験した災害の課題や教訓をもとに、次なる災害への備えを怠りなく進めていかなければなりません。

私は東日本大震災から約1カ月後に知事に就任しました。就任直前に東日本大震災の被災地に赴きましたが、三重県と同じような長い海岸線を持つ東北の被害を目の当たりにし、本県でも同じようなことが起こってしまうのではないかという危機感と恐怖感を強烈に抱きました。

また、私が知事に就任して5カ月後には台風第12号による紀伊半島大水害を経験しました。最も激しい雨の降った9月3日の夕刻から4日の未明にかけて、自衛隊への災害派遣要請をはじめ、たくさんの方々と懸命に災害対応に当たるとともに、被災後は復旧、復興に全力で取り組みました。

知事就任の年に経験したこの二つの大災害が、私の知事としての防災・減災対策の原点であり、その後、この思いをもとに、地域防災計画の抜本的見直しや各種行動計画の策定などのソフト対策、堤防整備や河川改修、土砂災害対策などのハード整備の両面から全力で防災・減災対策に取り組んできました。

また、議員からも御紹介いただきましたが、平成28年10月からは全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長の大任を拝し、近年の災害による被災地を訪問し、現場の声を聞くとともに課題を把握し、国へ改善策を提言するなど、全国の都道府県と連携して防災・減災対策の進化に取り組んでまいりました。

折しも、本年は伊勢湾台風60周年、昭和東南海地震75周年の節目の年です。平成31年度は、これら遠い過去の災害の教訓と東日本大震災や紀伊半島大水害という近い過去の課題を未来に生かしていくための防災・減災対策を進めていくという意味を込めて、「観往知来」防災・減災対策パッケージを取り

まとめました。

このパッケージでは、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に的確に対応しつつ、自助、共助、公助の力を結集しながら、ソフト、ハードの両面から防災・減災対策のさらなる進化を目指します。

具体的な取組としてソフト対策では、地域住民が支え合う共助の仕組みの定着に向けた市町の取組を支援するとともに、伊勢湾台風60周年、昭和東南海地震75周年の節目に合わせて、自治体災害対策全国会議や追悼式、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練等の実施や、危機管理型水位計の河川への設置、土砂災害警戒区域の指定等を実施します。

ハード対策では、県立高校の屋内運動場等の天井等落下防止工事を全棟完了させるとともに、猛暑に備えるため、全ての県立学校普通教室で空調設備が整うよう取り組み、本年夏には空調未整備校に臨時対応を実施します。また、自然災害から命や財産を守るため、河川改修等治水対策や土砂災害防止施設の整備、農業用ため池の耐震対策や、みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり等を実施します。

平成の時代の終わりも近づき、次の時代には南海トラフ地震の災禍に遭う確率は確実に高まっています。また、伊勢湾台風を超える規模のスーパー伊勢湾台風が襲来するリスクも高まっていると言われています。

本県の防災・減災対策にとって節目の年である本年、これまで以上に、自助、共助、公助の力を結集し、防災の日常化の定着に取り組んでまいります。

〔44番 水谷 隆議員登壇〕

○44番（水谷 隆） 答弁いただきました。知事の思いがやっぱり実現することによりまして、県民の暮らしの安心・安全につながっていくということでもありますけれども、いろんなことについて今述べていただきました。我々の地域は、津波とかそういう水害の危険性は非常に少ないんですけれども、今一番大きな問題になりつつあるのが、やっぱりため池の対策ですね。これをしっかりと調査をしていただきまして、いなべの地域は特にそういったものが地震等によりまして決壊するという可能性もありますので、そういったと

ころにも、ひとつ目を向けていただきまして、しっかりと取り組んでいただきたいなど、このように思う次第でございます。

続いて2番目の項としまして、災害の教訓を踏まえて適切な避難行動につなげるためにはどうしたらいいのかということについて、少しお聞かせ願いたいと思います。

昨年の7月豪雨や本県への台風接近時には、自治体などが発表する避難の呼びかけに対しまして、実際に避難する人が非常に少なかったというふうに聞いておりますので、こういった課題があるということが一番大きな課題だと僕は思います。

自治体が発表する防災情報や報道機関からの気象情報については、テレビ、新聞、パソコン、スマートフォンなどの多様な手段により入手できる時代となりましたが、しかし、それらの情報を受け取っても実際に避難する人は私の周りでは非常に少ないと実感をしています。こうした行動につながらなければ、被害の最小化にはやっぱりなっていないということで、住民が避難に向けて行動に移すためにはどのように取り組むのか、防災対策部長にお聞きしたいと思います。

[福永和伸防災対策部長登壇]

○防災対策部長（福永和伸） それでは、適切な避難行動の促進について御答弁申し上げます。

平成30年7月豪雨など近年の風水害において、避難情報が提供されても避難しないなど、住民の避難行動に関する課題が顕在化しております。県が行いました平成30年度防災に関する県民意識調査、速報におきましても、防災意識の高まりは見られるものの、避難しないと回答した方の割合は上昇しております。適切な避難行動の促進が急務となっております。

こうした中、平成30年7月豪雨では、避難訓練を実施するなど防災意識が高い地域の住民は適切に避難できたり、自主防災組織や消防団等の呼びかけにより地域全体で避難を行った事例もあります。やはり適切な避難行動を促進するためには、市町と地域が連携した共助の取組を促進することが重要で

あるというふうに考えられます。

このため、平成31年度当初予算におきまして、市町への補助金であります地域減災力強化推進補助金に、新たに風水害対策の特別枠を設けるとともに、風水害に係る地域の避難計画策定や訓練実施などの取組を補助対象の軸に据える制度改正を行いまして、共助の取組の促進を図ることとしています。

また、共助を下支えする市町の取組を的確に支援するため、市町タイムライン基本モデルを作成しまして、タイムラインの市町への水平展開に向けて取り組めます。

基本モデルの中では、例えば避難行動要支援者への避難誘導などを行動項目として位置づけまして、事前対策の徹底を図りますし、住民への情報提供、注意喚起という項目において、自主防災組織等と連携することを明確に位置づけて住民の適切な避難行動を促進してまいります。

こうした市町への支援に加えまして、県としても防災技術指導員を直接地域に派遣しまして、避難計画の策定や防災訓練を指導、助言いたします。また、みえ防災・減災センターにおきましても共助の課題解決に向けて検討するプロジェクト事業や防災人材の育成を進めてまいります。

適切な避難行動の促進に向けましては、このほか、防災情報の適切な伝達、自然災害への理解促進に関する取組が重要となります。

防災情報をメール、LINE、ツイッターなど多様な手段で発信すること、それから伊勢湾台風60周年や昭和東南海地震75周年の節目に合わせたイベント、訓練等により防災意識を一層向上させることなど、様々な角度からの取組と重ね合わせることで、今後とも市町、地域と連携し、適切な避難行動の促進を図ってまいります。

以上でございます。

〔44番 水谷 隆議員登壇〕

○44番（水谷 隆） はい、どうもありがとうございました。

本当に市町を含めた地域との連携というのが一番大事であろうと。そういった指導員もそれぞれ地域に派遣して、いろいろそういったものに対応し

ていくと、こういうことでございますけれども、どうしても地域によって多少温度差がありますので、そういった点についても、ぜひとも県が主導していただいて、しっかりと対応をしていただきたいなど、このように思います。

3番目の避難行動を喚起する判断ツールについて、県土整備部長にお聞きしたいと思います。

住民が実際に避難行動をとるためには豪雨などの災害時に避難の判断ができるような具体的な環境整備も必要と考えます。実際の避難勧告や避難指示などは市町が発出することになりますけれども、その前提として正しい判断ができるような情報を市町に伝えることが重要であります。

このことについて、事業部局としての県土整備部でどのような取組を行っているのか、また、平成31年度の具体的な実施内容についてお教え願いたいと思います。よろしく願いをいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** それでは、避難行動を喚起する判断ツールとなる取組について、お答えをいたします。

市町への情報提供には、平常時から災害発生に備えるために、洪水、高潮、土砂災害など地域にどのような災害が発生する可能性があるのかを知っていただくためのものと、実際の豪雨等の際に、現実に災害発生の危険が高まっている状況になっていることを把握していただくためのものがあります。

平常時の情報提供の取組につきましては、市町が提供する洪水ハザードマップや高潮ハザードマップの作成を支援するために、洪水浸水想定区域図や高潮浸水想定区域図の作成を進めています。

また、土砂災害への対応では、土砂災害により被害を受けるおそれのある箇所を住民に周知し、いち早く避難してもらえよう、土砂災害警戒区域指定のための基礎調査を進めています。

豪雨等の発生時における取組といたしましては、水位周知河川における水位情報や土砂災害警戒情報の発表、三重県土砂災害情報提供システムによる情報提供を的確に行うこととしています。

なお、水位周知河川において氾濫危険水位を超えるなどの緊急時の伝達手段につきましては、市町における避難勧告等が適正に行われるよう、建設事務所から市長や町長等に直接情報をお伝えするホットラインを平成29年度から実施しており、本年度につきましても22回実施したところであります。

また、ダム放流時の連絡体制の強化にも取り組んでいるところであります。

洪水浸水想定区域図につきましては、水位周知河川38河川全ての区域図作成を本年度に完了することとしており、平成31年度は、引き続き、水位周知河川以外の12河川において区域図の作成を行うこととしています。

また、伊勢湾沿岸の高潮浸水想定区域図の作成につきましては、計画どおり平成31年度に完了させるよう進めていく予定です。

土砂災害警戒区域指定のための基礎調査につきましては計画どおりに進捗しており、平成31年度に残る約1800カ所の調査を行い、全1万6208カ所が完了いたします。

本年度から3カ年で181カ所に設置を行う予定としていました危機管理型水位計につきましては、計画を前倒しして、本年度に120カ所、平成31年度には61カ所設置し、2カ年で完了することとしております。

以上です。

〔44番 水谷 隆議員登壇〕

○44番（水谷 隆） はい、どうもありがとうございました。

今の部長の回答でいきますと、大体計画どおり進んでおると、こういうような答えだったと思います。いずれにしても、災害というのは待ってけませんので、計画どおり進めているということでもありますけれども、決して安心せずに少しでも計画の前倒しができるように、引き続き進捗をしっかりと進めていただきたいなど、このように思う次第でございます。よろしくお願いをいたします。

次に、三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けてということで、お聞きしたいなというふうに思います。

三重とこわか国体・三重とこわか大会については、さきの11月定例会会議

において、先催県5県の平均となりますが、大会開催年を含む3年間で約117億円の経費がかかるということをはっきりとさせていただきました。内訳としては、両大会の開催経費が約100億円、競技力向上経費が約17億円とのことでありました。私自身は正式競技だけでも実施競技数が37、特別競技、公開競技を含めると43競技に上る大規模なイベントであることから、これぐらいはかかるのではなかろうかというふうに予想もしておりましたが、やはり議員からは非常に驚かれた方もいますし、またできるだけ経費を抑制すべきやという複数の議員からも声を出した人がたくさんおります。

これに対して知事は、選手の安全・安心を確保しつつ、簡素、効率化の観点から華美、過大とならないよう、市町や競技団体とともに経費節減に取り組む必要があると答弁をされました。これだけ財政状況が厳しい中でございますので、不要な経費をしっかりと削減することは当然のことですけれども、私も異論はないわけですが、一方で削減ありきになってしまうのは、多額の経費をかけたにもかかわらず、レガシーとして何も残らないということになりかねません。

そこでいま一度、両大会開催について、何をもって成功とするのか、そして、それをどのように実現するのか、改めて、知事のお考えをお示しいただければと思います。よろしく願いをいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重とこわか国体・三重とこわか大会について、何をもって成功と考え、どのように実現するか、またどういう予算を充実させ、削減するのかという考え方について答弁をいたします。

三重県では46年ぶりの開催となります国内最大のスポーツの祭典、国民体育大会、三重とこわか国体と、三重県では初めての開催となる全国障害者スポーツ大会、三重とこわか大会の開催までいよいよあと2年となり、これまで以上に強い覚悟で臨んでいく所存です。

昨年の福井国体・福井大会には私自身も参加し、両大会のすばらしさを実感するとともに、県を挙げての取組や開催県選手の活躍の重要性を認識し、

両大会の成功には、まずは周到な準備と滞りない大会運営とともに、地元選手の活躍が必須であるという思いを強くしたところです。

こうしたことから、大会の準備、運営については、選手の安全・安心を確保することを大前提とし、これまで本県で開催された伊勢志摩サミット、お伊勢さん菓子博2017や今年のインターハイ等で培った経験を生かし、両大会が県民力を結集した大会となるよう取組を進めます。

また、競技力向上を図ることにより、本県の選手が活躍し、県民の皆さんに勇気と誇りを与え、一体感を醸成して、三重とこわか国体が後世に語り継がれる大会となるよう、天皇杯、皇后杯獲得を確実なものとしてまいります。

昭和50年の三重国体を振り返りますと、この国体で活躍した本県選手が、後の本県の競技スポーツを担う指導者としても活躍していただきました。平成の時代を輝かしい競技成績で駆け抜けた本県出身のスーパースター吉田沙保里さんも、この国体があったからこそ誕生したものと考えています。

さらに、三重とこわか大会の開催を通じて、障がいのある方がスポーツに参加できる環境の整備をより一層進めることにより、障がいのある方のスポーツを通じた社会参加と、県民の皆さんの障がいに対する理解を進め、障がいの有無にかかわらず、あらゆる人が活躍できる社会の実現につなげていきます。

両大会を開催することは、両大会後の本県のスポーツの発展に大いに寄与するものであり、バリアフリー対応や競技力向上対策に資源を重点的に配分する一方、式典や準備の過程で削減できるものなどについては、三重県らしさを追求しつつも、先催県の例にとらわれることなく、真に必要な取組かどうかをしっかりと見極めた上で、効率的、効果的な大会運営を目指してまいります。

東京オリンピック・パラリンピックの翌年に開催する三重とこわか国体・三重とこわか大会では、オリンピック・パラリンピックの有形、無形のレガシーを受け継ぎ、新しい時代のスポーツ文化を本県から発信できるよう、県民の皆さんとともにオール三重で取組を進めてまいります。

〔44番 水谷 隆議員登壇〕

○44番（水谷 隆） はい、どうもありがとうございました。

本当に両大会の成功というものは、これからの三重県のスポーツの振興にも大きく影響もしますし、またすばらしいこの三重県をつくっていくためにも、やっぱりスポーツというのは大事であるというふうに私は思っています。私は残念ながら、そのときは一県民としてしっかりと応援をさせていただきますけれども、選手の皆さんが大活躍をすることを祈っております。

次に、開閉会式や大会運営について少しお伺いをしたいというふうに思います。

三重らしさを追求しつつ、簡素、効率の視点を重視し、前例にとらわれず精査を進めるということでもありますけれども、どのように三重らしさを演出しようと考えているのか、現時点での検討状況について、可能な範囲で結構でございますので、お教えていただきたいなと思います。よろしく願いをいたします。

〔村木輝行地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（村木輝行） それでは、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開会式、閉会式並びに大会運営等の現在の検討状況について御答弁を申し上げます。

私自身もこれまで何度も国体の開会式に参加をしてまいりました。中でも一昨年の愛媛国体は、太陽が照りつける残暑厳しい中、昨年の福井国体は、打って変わって冷たい雨が降りしきる中という両開会式を経験し、選手をはじめ、開会式に参加する方々の負担を軽減できないかという思いを強く感じたところであります。

このため、三重とこわか国体・三重とこわか大会では、選手の安全・安心を確保した開閉会式、そして競技会にする必要があると考えております。

私をはじめ、国体準備に携わる職員も開会式、閉会式や競技会の場へ赴き、様々な点についてしっかり調査をし、前例にとらわれない改善策を検討して

いるところでございます。

また、一方で、開会式、閉会式の内容につきましては、音楽、歴史、文化等の有識者で構成をいたします式典専門委員会を設置し、三重らしさを感じられる式典の実施に向けて基本的な考え方を示します式典基本計画の策定を進めております。

平成31年度には、全体スケジュール等を決定する式典実施計画を、そして、開催1年前には演技内容、出演者、出演団体を決定する式典実施要項をそれぞれ策定し、開会式、閉会式の検討を進めていくこととしております。

また、大会運営全体につきましても、簡素、効率化を図るため、先催県の状況について引き続き調査、検証し、真に必要な取組を見極めていくこととしております。

国体、障害者スポーツ大会にかかわる本県の関係者並びに、来県いただく選手を初めとした多くの参加者の皆さんが、三重の国体、三重の障害者スポーツ大会はすばらしかったと言っていただけの大会となるよう取組を進めてまいります。

〔44番 水谷 隆議員登壇〕

○44番（水谷 隆） はい、ありがとうございます。

局長の思いが立派に実現するように、両大会の開閉会式をきちっと進めていただきたいなど、このように思います。

それでは、5番目のユニバーサルデザインのまちづくりということで、お聞きしたいと思います。

先ほど、三重とこわか国体・三重とこわか大会について質問をさせていただきました。三重とこわか大会では、ボッチャが正式競技となることが決定をしております。先日、県議会でもボッチャの体験会が開催され、私も体験をしたところであります。実際、こうやってみると少し難しい面もありますが、誰でも気軽に楽しめる競技なんで、ぜひ多くの人に体験をしていただければというふうに思います。

このボッチャは、重度の脳性麻痺者等の競技スポーツで、三重とこわか大

会において、その選手の受け入れに当たっては、会場をはじめ交通機関、宿泊施設等の一層のバリアフリー化が求められているというところであります。もちろん、障がいのある方の移動等を妨げているバリアを取り除く施設等の整備も必要でありますけれども、私たちのちょっとした心遣いや手助けが、ハード面の整備に匹敵するぐらい有効な場合もありますので、そういった点についても心遣いをする必要があると、機運を、そして盛り上げていくことが重要であるというふうに思います。

さて、三重県では、平成11年4月に、障がい者、高齢者等の社会参加を困難にしているバリア、障壁を取り除くことを目的とした三重県バリアフリーのまちづくり推進条例を施行しております。

そして、平成19年3月には、現に存在しているバリアを取り除こうというバリアフリーの取組とともに、あらかじめ、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインするユニバーサルデザインの視点に立ちまちづくりを進めていこうとする、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に改正をされたところであります。

その条例に基づき、平成19年から4年間を計画期間とする三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画を策定し、その後、計画の更新を重ねてきたところであります。今年度は、第3次の計画期間最終年度で、来年度から4年間を計画期間とする第4次計画が今定例会議に上程をされています。

三重県バリアフリーのまちづくり推進条例制定からは約20年。その間に三重県の高齢化率は、平成12年は18.9%であったのが、平成29年には28.7%に上昇しているところであります。

平成18年には、障害者権利条約が国連で採択され、我が国でも、その批准に向け、障がい者関連の法律の改正や制定などの国内法整備がなされ、平成26年1月20日に条約を批准いたしました。

また、本県においては、昨年6月に障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例を制定し、昨年10月から一部施行しており、今年4月から完全施行されます。

バリアフリーから始めて、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し20年取り組んできたわけですが、近年の急激な高齢化の進展や障がい者をめぐる情勢の変化など、ユニバーサルデザインのまちづくりはさらに要求水準が高まっていると思われまます。

そこで、そのような中、来年度から計画期間とする第4次計画で、注力していく取組はどのようなものがあるのか、お伺いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） それでは、第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画において、注力していく取組についてお答え申し上げます。

ユニバーサルデザインの現状につきましては、これまでの20年にわたる取組の結果、県の調査では、ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合は70%を超え、ここ10年余りで倍増しているところでございます。また、町の中でユニバーサルデザインに配慮された施設を見かける機会も多くなってきています。

一方で、高齢化などを反映して、県民が求めるユニバーサルデザインの水準も高くなり、課題として環境整備を進めるだけでは多くの方の満足が得られなくなってきています。こうしたことから、配慮や援助が必要な人を支援するという心遣いや、思いやりのある行動がますます大切になっていと言えます。

このような状況を踏まえ、第4次三重県ユニバーサルデザインまちづくり推進計画では、2021年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催も見据えて、すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動、参画できるおもいやりの絆でつながる三重、これを目指す姿とし、取組を進めていきます。

中でも、現状と課題を踏まえ、ヘルプマークの普及啓発と県有施設をはじめとした身近な施設におけるユニバーサルデザインの推進、この2点を重点項目として取り組んでいきたいと考えております。

一つ目のヘルプマークの普及啓発については、必要な方にヘルプマークをお渡しするとともに、県民の方々の思いやりのある行動につながるよう、そのきっかけづくりとして、引き続き、ヘルプマークの普及啓発に取り組んでいきます。

なお、普及啓発に当たりましては、広く県民の皆さんを対象にするだけでなく、これまでの取組の課題も考慮して、特に、これからの社会を担う、高校生や大学生等の若い世代への啓発に注力するとともに、民間事業者とも連携するなど効果的な取組を進めてきたいと考えております。

二つ目の県有施設をはじめとした身近な施設におけるユニバーサルデザインの推進については、まず、県有施設のバリアフリー化の状況を調査するとともに、県条例の整備基準に照らして評価し、施設の規模や用途等も考慮した上で、県の施設として求められる望ましい整備の基準を示した整備指針を作成していきます。

この指針を、県有施設の管理者はもちろんのこと、市町や民間事業者にも広く共有していただき、身近な公共的施設において、ユニバーサルデザインに配慮した整備が一層進むよう取り組んでいきます。

また、指針では、ハード面の整備だけではなく、より快適、安全に施設を利用していただけるようソフト面での工夫なども検討していきたいと考えております。

こうした二つの取組に重点を置きながら、第4次推進計画では、配慮を必要とする方々の意見もしっかりお聞きした上で、ハード、ソフトの取組とともに、思いやりの意識啓発も含めて、ハード、ソフト、ハート、これら三つを柱として取組を進め、県民の皆さんとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

〔44番 水谷 隆議員登壇〕

○44番（水谷 隆） はい、どうもありがとうございました。

ちょっと時間が押していますので、最後の質問に入りたいと思います。外

国人材の受け入れと多文化共生社会の実現に向けてということでもあります。

昨年6月に閣議決定されました、国の経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針を受けて、12月には、新たな在留資格の創設を含めた入国管理法の改正が国会で可決されるとともに、多文化共生社会の実現に向けた対応を示した外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策が、平成30年12月25日の関係閣僚会議において了承されたところであります。

本県においては、1990年の入国管理法の改正により、主に日系人についての在留資格が拡大して以降、多くの外国人住民が生活しております。

本県の県内総人口に占める外国人住民の割合は高く、平成29年12月末時点の全国順位は第4位となっています。

このような状況から、これまで外国人住民との共生社会の実現に向けて、全国に先駆けて取り組んできていると考えております。

しかし、多くの外国人住民の共生社会の実現とは言っても、言語や文化の違いから生じる、災害時における対応の混乱、医療現場における言語対応などの課題、また、在留期間の長期化に伴い外国人住民の子どもたちにおける言語習得の問題など、様々な課題が起きていると思われまます。また、県における取組はもとより、最も住民が身近である市町においても様々な苦勞を感じていると思ひます。

例えば、外国人児童生徒への言語習得の対応については、小中学校を所管している市町の教育委員会の対応になることや、福祉や医療、保険などの身近な課題についても市町での対応となりますが、これまでは国における外国人住民の受け入れの方針が先に示され、その後、実際に受け入れを行う地域や市町での対応が余儀なくされ、対応に苦勞してきた実態があるのではないかと思ひます。

このようなことから、今回の総合的対応策では、地方公共団体への支援を行うことが示されていると聞いています。

そこでお伺ひします。これまでの本県における多文化共生社会の実現に向けた取組を踏まえた課題と、今後の取組について、今回、国会が示した総合

的対応策の評価も含めて、知事の所見をお伺いしたいと思います。よろしく  
お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 多文化共生社会の実現に向けた取組のこれまでの課題と、  
今後の取組、それから国が示した総合的対応策の評価などについて答弁をい  
たします。

県内の外国人住民数は、平成30年1月1日現在で4万7671人、県内総人口  
に占める割合は2.60%で、全国第4位となっていますが、県では、これま  
でも外国人住民が地域社会において安心して暮らしていくための取組を進めて  
きたところです。

特に、多言語での行政、生活情報の提供、医療通訳の育成や医療機関への  
配置促進、外国人住民を災害時に支援する人材の育成など、他の自治体に先  
駆けた様々な取組を行っています。

また、外国人住民が多く在住する県内市町においては、日本語教室の開設  
や生活オリエンテーションの実施、市役所等窓口への通訳者の配置など、多  
文化共生施策が進められています。

こうした取組により、外国人住民の生活支援のための一定の体制が整って  
きていますが、その一方で、日本語が理解できず学校での学習に支障が生じ  
ている児童・生徒が多いことや、文化習慣の違い、言語による意思疎通の困  
難等から雇用が安定しないといった状況は、依然として継続しています。

また、本県においては、近年、ベトナム、インドネシア、ネパール等アジ  
ア諸国からの住民が急増しており、行政、生活情報や相談対応の多言語化を  
はじめとした新たなニーズの拡大も予想されます。

さらに、共生社会を実現するためには、外国人との共生の必要性や意義に  
ついての県民理解が不可欠ですが、外国人に対する誤解や偏見も払拭されて  
いるとは言えない状況です。

こうした中、国が昨年12月に発表した外国人材の受入れ・共生のための総  
合的対応策において、多言語での生活相談の対応、日本語教育の充実、外国

人児童生徒の教育の充実、安定した就労の支援など、外国人の受け入れ環境の整備に係る様々な分野における取組を強化することとされました。

このことは、国籍や文化的背景にかかわらず、誰もが能力を発揮し、参画、活躍できるダイバーシティ社会の実現を目指している本県にとって、外国人住民との共生に向けた取組を一層加速する好機であると考えています。

本県としましては、国が進める総合的対応策を受けて、来年度、外国人住民からの相談を一元的に受け付ける三重県多文化共生総合相談ワンストップセンター、仮称を新たに設置するとともに、関係部局が連携し、生活や就労、教育に対する支援などの外国人の受け入れ環境を整備することによって、外国人も地域社会の一員として尊重され、安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

外国人との共生をめぐる状況は、今後も絶えず変化し、新たな課題の発生も懸念されることから、市町や国、外国人支援団体等関係機関と相互に緊密な連携を取りながら、外国人材を受け入れる企業や経済団体等に協力を求めつつ、必要な取組を着実に実施していきます。

今般の新たな在留資格の創設に伴って、外国人住民の一層の増加や多国籍化が進展する多文化共生新時代の到来を見据え、三重県多文化共生社会づくり指針を改定し、外国人も日本人もその多様性を認め合い、誰もが能力や個性を発揮できる共生社会の実現を目指してまいります。

〔44番 水谷 隆議員登壇〕

○44番（水谷 隆） ありとうございました。

続きまして、2点、3点を一緒にお聞きしたいと思います。

本年、1月25日に発表されました三重労働局の資料によりますと、平成30年10月末の本県の外国人労働者は、2万7464人で前年に比べて3244人も増加をしておると。平成19年に外国人雇用状況の届出が義務づけられてから過去最高を更新しておるということであります。

また、外国人労働者を雇用しているとして届出のあった事業所は3336カ所と前年に比べ297カ所も増えております。

新たな在留資格が創設されることを踏まえると、外国人労働者はますます増加すると思われます。

外国人の方が安心して暮らしていくためには、安心して働ける環境が必要であります。そのためには、外国人労働者を受け入れる企業側の理解や環境整備が必要だと思います。

そこでお伺いします。今後、増加すると思われます外国人労働者の雇用の安定に向け、県としてどう取り組んでいくのかお聞きかせ願いたいと思います。

また、国内はもとより、県内の外国人留学生も年々増えております。日本学生支援機構の調査によりますと、平成30年5月の国内の外国人留学生は約30万人で前年に比べ約3万2000人も増加をしております。県内でも1458人が学んでおると聞いております。

外国人留学生は、国内の教育機関における教育を通じて高度な専門性や日本語能力を身につけるのみならず、その留学期間中に日本人学生や地域住民との様々な形での交流を通じて我が国を深く理解している貴重な人材であります。加速する日本企業のグローバル化への対応や、訪日外国人の増加への対策、深刻な人材不足などのため、県内企業の外国人留学生の採用ニーズは高まっていると思われます。

そこでお伺いをいたします。外国人留学生の県内への就職を促進するためにどのように取り組んでいくのかを合わせてお聞かせ願いたいと思います。よろしくお伺いをいたします。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 2点、お尋ねでございました。外国人労働者の雇用の安定、それから外国人留学生の県内への就職でございます。

外国人住民一人ひとりが地域社会の一員として、その能力を発揮し、生き生きと活躍するためには、安定した就労が大変重要であるというふうを考えております。

これまで県では、多言語対応によります労働相談や日本語能力に配慮いた

しました職業訓練を実施するなど、ハローワークなどとの連携による取組を進めてまいりました。

また、国との連絡会議を1月に立ち上げるとともに、外国人技能実習生の円滑な技能検定試験の実施に向け、三重県職業能力開発協会の体制の強化なども図っているところでございます。

今後はさらに、事業者を対象にいたしましてセミナーの開催や、個別相談会も実施をし、事業者の受け入れ態勢の整備に取り組んでいきたいというふうに考えております。

一方、外国人留学生の就職支援でございますけれども、県としましては、三重労働局と連携をいたしまして、おしごと広場みえ内のみえ新卒応援ハローワークにおいて、県内留学生を対象といたしました就職相談や面接練習などの取組を行ってきたところでございます。

今後は、県内外の留学生を対象といたしましたインターンシップや職場見学会の実施にも取り組みまして、留学生と事業者とのマッチングを進めていきたいというふうに考えております。

引き続き、国等の関係機関と連携しながら、事業者に働きかけを行いまして、外国人労働者や留学生が安心して就労し、生き生きと活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

〔44番 水谷 隆議員登壇〕

○44番（水谷 隆） はい、どうもありがとうございました。しっかりと取組をお願い申し上げたいと思います。

県議会、締めくくりの一句ということで、朝、いろんな人からアドバイスをいただきまして、「県議会 兵どもが 夢の跡」、「県議会 兵どもが 夢の跡」。4期16年にわたりまして、本当に議員生活というのは、今思いますと早いものであるなというふうにも実感をしております。いろいろ思いがありますけれども、今、自分自身の中で、静かに振り返っていきたいなというふうに思っております。長い間、皆様方には本当に多大なる御厚情をいただきましたことを厚く厚く御礼を申し上げまして、締めくくり代表質問を終わ

りたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（前田剛志） 暫時休憩いたします。

午後0時24分休憩

---

午後1時30分開議

## 開 議

○副議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 代 表 質 問

○副議長（前野和美） 代表質問を継続いたします。31番 村林 聡議員。

〔31番 村林 聡議員登壇・拍手〕

○31番（村林 聡） それでは、こんにちは。ありがとうございます。今、声援をいただきましたので、ありがとうございました。度会郡選出、自民党会派の村林聡です。初めての代表質問となりますので、よろしくお願いいたします。

では、まず大きな1番、平成31年度三重県経営方針に定められた知事の思いと当初予算というように置かせていただきました。まず、この経営方針の1節を読み上げたいと思います。

新しい時代の始まりに際し、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現に向けて、県民の皆さんが夢や希望を持ち、明るく前向きに挑戦、活躍しつづけられるよう、次の世代に向けて、三重の未来を紡いでいかなければなりません。こうあります。

ここの部分が知事の思いなのだろうと。そしてキーワードは、次の世代、次世代なのではないかと私は受けとめました。当初予算は、この経営方針を

もとに編成されているはずですが。骨格的予算とは言いながらも、既に対前年度よりも規模の大きな予算になっているのは、知事としてどうしてもやらなければならないという思いが込められているのでありましょう。

そこでお伺いします。経営方針と当初予算に込められた知事の思いを改めてお聞かせください。

また、あわせて、骨格的予算の肉づけ分として保留されている部分の考え方を、財源が担保されているのかを中心にお聞かせください。

御答弁をよろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 私のほうからは二つ御質問いただいたうちの1点目、経営方針の次の世代に向けてに込めた思いについて答弁させていただきます。

5月には元号が改まり、平成から次の時代への橋渡しが行われる歴史の節目を迎えます。

昨年のダボス会議において、カナダのジャスティン・トルドー首相が、今ほど変化のペースが速い時代は過去にはなかった。だが今後、今ほど変化の遅い時代も二度と来ないだろう、と述べられていたように、将来を予見することが難しい時代に私たちはいます。

こうした新しい時代の始まりに際し、いつ発生してもおかしくない自然災害など、県民の皆さんの不安を除去し、安全で安心して暮らし続けられるよう、また、夢や希望を持ち、明るく前向きに挑戦、活躍し続けられるよう、次の世代の皆さんにバトンを渡すことが私たちの責務であるとの思いを込めました。

そこで、平成31年度は未来への希望を支える安全・安心の観点から、これまで以上に安全・安心に軸足を置き、時代を的確に見据えながらしっかりと前向きに取り組んでまいります。

知事を約8年やらせていただいて、日々の目の前で起こる危機管理事案とかの対応、そういうのも大事ですけども、もちろんそういうのもしっかりとやるんですが、やらせていただくにつけ、今日の、あるいは現在における私や

三重県庁の日々の行動が本当にこの未来に、次の世代にどういう地域を残せるかということを決めるんだということを、この約8年の中で実感を持っています。そういう意味で私たちは日々の行政の運営が大事で、それがどういう地域を残せるのか左右するので、そういう緊張感と自覚を持ちながら平成31年度、事に当たっていくことが三重県庁にとって大事ではないかと、そういう思いを込めてこの言葉を使わせていただきました。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） それでは、私のほうからは2点目の6月補正予算の財源は確保されているのかということについて、御説明させていただきます。

平成31年度当初予算は骨格的予算として編成し、原則として新規事業の計上を見送っておりますけれども、県民生活の安全・安心を守るための緊急性の高い取組や新規事業の着手が遅れることにより、年度内での事業完了、成果が見込めず1年遅れの着手とならざるを得ないような事業については、新規事業を含めて計上しているところでございます。

新規事業以外では、公共事業や私立学校等振興補助金の一部等についても当初予算での計上を見送り、6月補正まで判断を留保しているところでございます。

6月補正の規模については、今、現時点で言及することはできませんけれども、6月補正まで判断を留保している事業は、公共事業で約140億円、私立高等学校等振興補助金で約20億円など、総額で約180億円となっております。

骨格的予算として編成した平成31年度当初予算に対する肉づけとして6月補正予算を編成する際の財源としては、財政調整基金のほか、特定目的基金や国庫補助金、地方債などの特定財源を組み合わせることで財源を確保していくことになるというふうに考えております。

このうち、平成31年度当初予算編成後における財政調整基金残高は57億円となっております。災害等の不測の事態に備え、一定の残高、これは10億円程度というふうに考えておりますけれども、こういったものは確保しておく必

要がありますけれども、それ以外の残高は、基本的に31年度の補正予算の財源として使うことが可能と考えております。

この規模、当初予算編成後の財政調整基金残高でございますけれども、これについては、過去の骨格的予算編成時と比較しますと、平成19年度が22億円、平成23年度が69億円、平成27年度が83億円となっていますので、平成31年度においても一定の規模が確保されているというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

[31番 村林 聡議員登壇]

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

まず、財源のほうの話から、約180億円の肉づけ予算を留保していて、まだその6月補正の規模等はわからないけれども、財政調整基金に57億円を積むと。で、そのうちの10億円が災害対策分なので、残りの47億円がその元手になるだろうという御説明だったと思います。これを元手に様々な起債であるとかそうしたものをしながら公共事業などをやっていくんだろうということだと理解しました。一定、安心しましたので、ぜひとも機械的に置いた80%の公共事業分などがきちんと確保、100%化されていくように期待しております。

知事のほうからは、次の世代へという思いを御答弁いただきました。ありがとうございます。次の世代へバトンを渡す責務があるので、今回の予算は安心・安全に特に軸足を置いて編成されたという強い思いをいただいたと思います。日々の毎日の積み重ねの対応も重要だけれども、その積み重ねこそが将来を左右するのだと。この言葉を聞いて、たしかイチローでしたかね。小さいことを積み重ねていくことがとんでもないところに行く唯一の道なんだというような言葉を思い出しました。力強い思いを語っていただけたと思います。ぜひとも今後ともよろしく願いいたします。御答弁ありがとうございます。

それでは、大きな2番の次世代のための均衡ある県土ビジョンの項目に入

ります。

キーワードとして次の世代というのがここにも出てまいります。国土の均衡ある発展という言葉が使われなくなって久しくなりました。長年の課題、人によっては永遠の課題などと言う南北格差の問題は解消されることなく現在もあります。従来の均衡ある発展は、三重県中に新幹線を敷くというようなものでありましたが、現在必要なことはそういうことではないと考えます。南北格差の解消のためには、農山漁村は農山漁村で輝き、都市部は都市部で輝くという均衡ある県土ビジョン、均衡ある三重の姿が必要であると考えます。

そこで、質問いたします。次の世代へ積み残すことなく南北格差を解消するという知事の決意をお伺いします。御答弁をお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 本県の南北格差の解消に向けた決意ということでございます。

本県における地域間格差について、例えば平成27年度の一人当たり県民所得で見ますと、県全体の約356万円に対し北勢地域は約1割高く、伊勢志摩地域は約8割、東紀州地域は約7割にとどまっており、若干の動きはあるものの、この傾向はここ10年間で大きな変化はない状況です。

また、1月に公表されました住民基本台帳人口移動報告2018年結果により見ますと、本県は4225人の転出超過となっており、そのうち県人口に占める割合が約2割にとどまる南部地域において、転出超過が2004人と半数近くを占め、北中部地域と比較すると人口の流出はより厳しい状況です。全国の状況を見ても、地方から東京圏への人口移動は23年連続で転出超過であり、前年と比較し1万5821人拡大しています。

本県における地域間の所得格差や人口流出の状況は、東京をはじめとする大都市圏と地方との関係のように、日本の抱える構造的な問題であり、三重県は全国の縮図でもあると言えます。

一方で、地方創生の実現に向け今年度設置されました国の地域魅力創造有

識者会議においては、地方へ移住を支援するNPO法人への問い合わせが10年間で約10倍に増え、特に30代までの若い世代の割合が増加するなど、若者の地方移住への関心が高まっていることから、地方への新しい人の流れを強化することが必要であるとの報告がされています。

本県においても、県及び市町の施策を利用した移住者数が順調に増加しています。

東京一極集中の是正は、私たち地方自治に携わる者が取り組まなくてはならない責務であると考えています。

伊勢志摩地域や東紀州地域では厳しい状況が続いていますが、伊勢神宮や世界遺産である熊野古道、美しい自然、豊かな海と山の幸など、世界に誇る地域固有の資源が数多くあります。こうした地域資源を最大限活用し、これまで以上に観光の産業化や農林水産業の6次産業化を進め、交流人口の拡大や働く場の創出を図ってまいります。

また、大事なことは、今申し上げました産業面のことだけではなくて、暮らしというところにも焦点を当てていくことが大事で、それぞれの地域で希望を持って住み続けられるよう、医師の偏在解消や子育てしやすい環境の整備、地域の文化、郷土への愛着を育むキャリア教育などに取り組み、地域を元気にする新しい人の流れがより確実なものとなるよう、総合的に施策を展開してまいります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

平均所得が8割、7割というような南部の状況や県全体で4000人以上転出するうちの人口流出が、そのうち南部の占める分が2000人以上というようなかなり厳しい、まず現状の認識を示していただいた上で、日本全体の縮図というお話がありましたけれども、三重で起きておることは、ほかの地域でも起きておるのだらうとは思いますが、ぜひとも、何と言うのかな。だから、こそ三重で打開すれば日本中が打開できる可能性もあると思うので、ぜひともその構造の問題があるということをお認めいただきましたので、今後しつ

かりと切り込んでいっていただきたいと願います。

また、暮らしに焦点を当てて希望を持って住み続けられるという、こういう明るいお話もいただきました。この辺の思いは私も一致するところですので、ぜひともこれからは機会があればいろいろ議論させていただきなから、考え方とか様々なこれから基本的な枠組みとかそういうところからまた議論して、いろいろまたいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

この問題を今は南北格差という視点から質問いたしましたけれども、北には北の難しい課題があると思っておりますし、南には南の今議論したような難しい課題があるのだと思います。そして、伊賀に県政なしという言葉も久しく言われてきました。この言い方は余り私は好きではないんですけれども、西には西の難しい課題があるのは間違いありません。それぞれがそれぞれで輝ける均衡ある三重の姿となるように、ぜひとも今後ともお取組をよろしく願います。この点は要望といたします。

続けて、今度は大きな3番へ入りたいと思います。防災・減災対策についてというように置かせていただきました。その(1)番、次世代への継承と防災意識の醸成というふうにタイトルを置きました。

この質問にも次世代という言葉がかかわってきます。知事におかれましては、就任当初から、防災・減災対策に注力されてきておられますし、先月の出馬表明の際にも防災・減災対策を真っ先に挙げておられました。先ほどの議論でもそこに軸足を置いて次世代に、安全・安心の次世代にバトンを渡すんだという力強い思いも聞かせていただきました。

今年は伊勢湾台風から60年、昭和東南海地震から75年という節目の年に当たります。こうした大災害の記憶や記録は、今を生きる我々にとって非常に重要なものでありますし、あわせて、次の世代にも継承していかなければならないものです。

そこで伺います。伊勢湾台風から60年、昭和東南海地震から75年を迎え、過去の教訓を次世代に継承し、県民の防災意識の醸成を図るため、どの

ように取り組むのかお聞かせください。御答弁をよろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 過去の災害の教訓を次世代に継承し、県民の防災意識の醸成を図るためにどう取り組むのかということについて答弁をいたします。

私たちは、過去の過酷な被災経験を受けとめ、同様の苦しみを生み出さなためにも、経験した災害の教訓を次世代へ継承し、防災意識の醸成を図っていくことが大切です。

平成30年度の防災に関する県民意識調査速報では、高い防災意識を持っている方の割合が70.8%となり、昨年より15.6ポイント増加しました。

これは、東日本大震災以降、薄れつつあった防災意識が、大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震、平成30年7月豪雨をはじめとする風水害等により高まったものと考えられます。

しかしながら、実際に地域や職場で訓練等の防災活動に参加する県民の割合は47.7%と、前年度より0.5ポイント低下しており、意識が行動につながっていないという課題が見られます。特に、20代から30代が他の年代に比べて低い数値となっており、若者や子育て世代の防災活動への参加を促進することが今後の重要な視点と考えられます。

本年は、伊勢湾台風60周年、昭和東南海地震75周年の節目を迎えます。県では、こうした節目を捉え、自治体災害対策全国会議、犠牲者の追悼式、シンポジウムなどの行事を開催することとしています。

その中では、災害の備えの大切さなどを次世代に継承することを取組の柱に掲げ、児童・生徒による防災学習の発表会、子どもや子育て世代を対象とした啓発イベントなどを計画しているところです。

また、大規模災害時を想定した緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練、伊勢湾台風60周年防災訓練の実施や、三重県防災対策推進条例の見直しも同時期にあわせて行うことで、県民の皆さんの防災意識の醸成につなげていきます。

このほか、次世代への継承に関しては、防災ノートの活用や学校防災ボランティア事業による県内中高生の東北被災地訪問に加え、防災啓発車による

小中学生を対象とした地震体験、防災技術指導員による子どもたちを対象としたHUG、避難所運営ゲームですけれども、や防災すごろくなどの取組を粘り強く実施します。

また、みえ防災・減災センターでは、過去の災害の教訓を次世代へつなげていくためのツールとして、みえ防災・減災アーカイブを運用するとともに、防災紙芝居などの子ども向けのツールを提供し、地域の児童館で活用していただいております。これらの活動についても引き続き実施してまいります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

高い防災意識に比べて行動のほうに伴っていないというお話がまずあって、午前中の議論でも実際、避難しないと答えた方のアンケートの割合が高くなっているというようなこともあったかと思えます。

また、若い世代で低くなっているという問題意識をまずおっしゃって、実際にやることとして、子ども向けも含めた様々な行事でありますとか防災訓練、そして条例の見直しまであわせてされるという御答弁でした。

やはり防災に関しては、かなり力を入れておられる知事ですので、期待できる答弁だったと思います。ぜひともこの流れでしっかりと取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ここで私の意見を一つ申し上げておきたいと思えます。ちょっと誤解を受けるといけないですけれども、趣旨としては正しく恐れることが重要だということでは申し上げたいんですけれども、南海トラフを震源とする大地震、大津波は、向こう30年間で80%の発生確率と言われています。ということは、今日明日にでも起こるかもしれない反面、30年後でも起こっていない可能性があるということですよね。正しく恐れることが重要で、30年先を見据えたような息の長い取組も諦めずにやっていくことが重要であると考えております。

例えば、同じ集落の中で家を建てかえるときには、今より少し高台の土地を求めるとか、そういう息の長い取組もあっていいと、そういう地道な取組

もあってもよいのではないのでしょうかという意見でございます。意見だけですのでもた聞いていただいて、今後の取組なんかでもた議論させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続けて、この大きな3番の中の(2)想定される危機の範囲についてと(3)感染症への危機対策についてに入ります。この二つは一括して質問させていただきます。

まず、(2)想定される危機の範囲について、東日本大震災の後、想定外という言葉が注目された時期がありました。そして、想定外をなくそうと様々な想定が見直されてきました。このことは、もちろん意義のあることですが、近年の頻発する災害を見ておりますと、想定外の事態とは起きるものだとあらかじめ想定しておいたほうがよいのでは、と考えるようになりました。

東日本大震災以後、1000年に1度の大地震、大津波は想定されるようになりました。では、火山の噴火リスクはどうなのでしょう。最近、気象庁が噴火リスクを見直したという報道を目にしました。近いところでは、岐阜に火山があるそうですが、例えばこれは県として想定するべきものなのでしょうか。

1000年に1度から時間の尺度をどんどん広げていきますと、1万年から2万年に1度、九州の阿蘇山や始良カルデラなどでは破局的噴火というものを起こしているそうです。そうなれば、西日本には人が住めなくなるなどと聞きます。

さらに、時間の尺度を1億年単位に広げますと、恐竜が絶滅するような隕石のリスクもあるかもしれません。

まず、この一つ目の質問が、県行政として事前に想定し備えておくべき危機とはどの範囲とお考えでしょうか、御所見をお聞かせくださいというものです。

続けて、大きな3番の(3)感染症への危機対策についても質問します。地震や津波、風水害等の自然災害への備えは一定進みつつあると評価してお

りますが、では、新型インフルエンザなど社会的影響が大きい感染症への対応はいかがでしょうか。私はまさに事前に想定し、備えておくべき危機であると考えます。

現在、本県において感染力の強い麻疹、はしかの患者が増えている状況があります。また、今年の冬もインフルエンザが全国的に猛威を振るっています。これらはいずれも強毒性のものではないものの、新型インフルエンザやそれと同様の未知の感染症に対応するための準備は必要でありましょう。

そこで、二つ目の質問です。新型インフルエンザなど社会的影響が大きい新感染症への対応について、どのように取り組んでいくのかお聞かせください。一つ目の質問とあわせて御答弁をよろしくお願いします。

〔服部 浩危機管理統括監登壇〕

**○危機管理統括監（服部 浩）** まず、想定される危機の範囲ということで、私からお答えを申し上げます。

県では、災害対策基本法に基づき、本県に係る災害対策を規定した三重県地域防災計画を策定し、災害対応を行っています。

この計画では、地震、津波、風水害などの自然災害に加え、危険物施設等の事故、航空機、列車、船舶の事故、油の流出事故、近県における原子力施設の事故、大規模火災、林野火災についても対策を規定し、想定される事案の発生に備えているところでございます。

また、こうした事案のほか、石油コンビナートにおける事故、水質汚濁、新型インフルエンザの発生、家畜伝染病など、法令等に基づき個別の計画等が定められている危機事案については、それらの計画等に基づき対応することとしています。

例えば、現在、他府県で感染が拡大している豚コレラについては、緊急に情報共有を図る必要があることから、三重県豚コレラ対策対応マニュアルに基づき、速やかに三重県豚コレラ対策本部を設置し、対応しているところでございます。

近年、食の安全であるとか感染症といった健康や経済活動に悪影響を及ぼ

す事件、事故など、様々な危機事案が発生しており、今後、想定外の事案の発生も考えられるところです。

このため、県では、県民の皆様の生命や暮らしなどに好ましくない影響を及ぼす危機事案の発生時には、三重県危機管理計画に基づき、知事の指揮監督のもと、迅速な情報収集や初期対応を行っています。

中でも、県民の皆さんの生命や暮らしに重大な損害を与える危機については、危機対策本部を設置し、発生した事案に応じた対策の実施、関係機関と連携した情報共有等を行うこととしています。

今後も災害や危機事案等が発生した場合は、県民の皆様の生命や暮らしを守ることを最優先にし、生活への影響が最小限となるよう適切に対応してまいります。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 私からは2点目の新型インフルエンザなど社会的影響が大きい新感染症への対応について、お答えをさせていただきます。

新型インフルエンザや社会的影響の大きい新感染症が発生した場合には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国と地方自治体が連携して対応することとなっております。

このため県では、新感染症等が発生した場合に備えまして、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定をしております。この計画では、未発定期、県内発生早期、県内感染期など五つのフェーズごとのとるべき対応を定めておるところであります。

県内におきまして患者が発生した場合である県内発生早期では、感染症指定医療機関等への入院措置、濃厚接触者への健康観察などの措置を保健所が中心となって行うこととなります。

また、国の緊急事態宣言を受けまして、県民に不要不急の外出自粛を要請するなど、感染拡大防止のため、様々な対策を進めることとしております。

感染症発生時に県民生活や県民経済に及ぼす影響を最小に抑えるためには、未発定期であります平常時からの対策が重要と考えており、医療機関や消防、

警察などの関係機関と連携をし、新型インフルエンザやエボラ出血熱の発生を想定した患者の搬送、受け入れ訓練を毎年実施をしております。

また、新型インフルエンザ等発生時におきましては、県内の医療機関受診者数が最大で36万8000人になることを想定しておりまして、それに対応できるよう抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等を行っているところであり、今後も関係機関との連携を強化して対策を進めていきたいと考えております。

以上であります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） はい、御答弁ありがとうございました。

まず、想定している範囲というのは、基本的にその地域防災計画に書かれておる範囲だと聞かせてもらいました。様々な事故や原子力災害、大規模火災、石油コンビナートなども含めて規定していると。

また、新型インフルエンザや家畜伝染病、豚コレラなどはそれぞれ個別に対策や対応マニュアルがあつて、やっていっているという御答弁だったと思います。

もちろん想定外の事態というのは起こり得ると県としても考えていて、そうした危機事案については危機管理計画のもと、危機対策本部を設置してやっていくんだという御答弁だったと思います。

また、新型インフルエンザなどの新感染症などについての御答弁のほうは、特別対策措置法やそれに基づいた行動計画があり、私は重要だと思っている不要不急の外出の自粛なども御答弁いただきましたし、平常時からの対策が重要であるということで、毎年訓練を実施していること、そして新型インフルエンザについては36万8000人の患者が出るということを想定されて、抗インフルエンザ薬の備蓄なんかも進められるという御答弁をいただいたと、そのように理解しました。毎年しっかりとこうした新感染症の対策の訓練をやっていただいておりますという御答弁で安心はいたしましたけれども、ぜひともこうした現在進んでおるような自然災害への訓練に負けないように継続的にしっかりとやっていただきたいと。知事のおっしゃる訓練でできないも

のは本番では絶対にできないというような気概で、医療関係者やその他の関係者の皆さんとしっかりと連携して取り組んでいただきたいとお願い申し上げます。

そして、この質問で私が申し上げたかったことをまとめますと、想定すべきものは事前に想定して備えるということでありましょうし、一方で、想定外の事態とは起きるものだという前提で、柔軟な対応力をつけておくことが重要なのだらうと、そのように考えたわけであります。今、不要不急の外出自粛の話なんかもありましたけれども、行政が行うべきこと、行政が県民に呼びかけるべきことというのは二つの両極端に振れるのかなというふうに感じております。一つはしっかりと適切に避難してもらうこと、もう一つは今お話のあった不要不急の外出を控えてもらうこと、自粛してもらうことという、こういう二つに大きく分かれるのかなと感じております。

ぜひとも今後の検討や研究をしていただきたいと御要望申し上げておきます。御要望申し上げて、この大きな3番の項目を閉じます。

続けて、大きな4番、道路の維持管理についての質問に入らせていただきます。ここでは三つの項目を一括して質問させていただきます。

まず一つ目は、(1)として道路維持管理予算の確保についてです。

12月の一般質問で道路区画線の引き直しについてお伺いした結果、道路の維持管理予算が足りないのではないかという印象を受けました。新しいものをつくることも重要ですが、今あるものを良好に使えるようにすることも同じくらい重要であります。どういう考え方で予算を確保しているのか、必要最小限の予算確保はできているのかということをお聞かせください。

続いて二つ目が、(2)として道路沿いの樹木についてです。12月の一般質問の後、道路区画線の問題もさることながら、道路に樹木が覆いかぶさっているのが怖い、危ないという声が私のもとに寄せられてきています。これも維持管理の問題であり、県の道路管理者としてどのように取り組んでおられるのかお伺いします。

また、以前、中部電力の方とお話ししたときに、こうした樹木が台風のと

きなどに停電を引き起こす原因となると聞きました。何でも配電線への接近樹木という言い方をするそうなんですけれども、行政との連携を望んでおられるようでした。国土強靱化や災害復旧の観点からも連携してはいかがでしょうか。

続いて三つ目の質問が、(3)として交通安全施設整備についてです。恐らくこの議場にいる議員の皆さん全員が交通安全施設の予算が充実することを望んでいると私は感じておるんですけれども、来年度の予算や取組はいかがでしょうか。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 私からは、道路の維持管理予算の確保と道路沿いの樹木の枝払いの対応についてお答えをいたします。

道路をはじめとする公共土木施設の維持管理費につきましては、施設の適正な管理を行っていく上で重要であり、平成31年度予算についても必要額が確保できるよう、精査の上、要求してきたところです。

そのような中、平成31年度当初予算における公共事業費については、前年度当初予算の80%程度を骨格的予算として計上し、国が取りまとめた防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策への対応につきましては、所要額を計上することとなりました。

なお、骨格的予算の編成に当たっては、債務負担行為の設定状況や事業実施時期などを考慮し、年度当初から必要となる事業については予算に計上しており、当面の事業執行に支障が生じないように配慮をしております。

道路の維持管理については、新たな道路の整備により管理する道路施設が増加するとともに、高度経済成長期に整備した多くの施設が老朽化し、その対策が必要となっています。

橋梁などの道路施設については、修繕計画を順次策定し、その計画に基づき事業を実施するとともに、区画線の引き直しや舗装修繕、のり面对策等については実施箇所の選定基準を定め、優先度の高い箇所から順次計画的に事

業を実施しています。

さらに、道路パトロール等を行い、異常や損傷等の早期発見に努め、常に良好な状態に保つよう、随時緊急的な対策も実施しております。

このように道路の維持管理では、多様な業務に取り組んでおり、これらの予算を確保することは大変重要であると考えております。

統一地方選挙後に想定される予算の肉づけにつきましては、平成31年度国予算の内示状況を踏まえつつ、公共施設等適正管理推進事業債等の県財政に有利な起債を活用するなど、維持管理に必要な予算の確保に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、道路沿いの樹木の枝払い等につきましては、車両や歩行者の交通の安全を確保するために、一定の幅や高さの範囲において、障害となるものがないよう空間を確保する道路の建築限界という考え方にに基づき対応しています。

県管理道路沿いの樹木は、非常に多く、成長もすることから、道路上への枝葉の張り出しなどの対応には苦慮しているところでございますが、道路パトロールや道路利用者等からの通報により、随時、枝払い等を実施しています。

また、支障となる樹木が民有地にある場合においては、所有者において御協力をいただいております。

一方、電気通信線に近接する場所につきましては、これらの線を切断、損傷しないように、作業の依頼も含め、電線管理者の協力のもと、枝払いを行っているところであります。

また、台風等による電線への倒木や電柱の倒壊などを発見した際には、速やかに電線管理者への通報を行っています。

今後も、道路沿いの樹木について、異常気象時における停電や通行どめによる県民生活への影響を少しでも軽減できるように、電線管理者と情報共有を行い、さらなる連携について検討していきたいと考えております。

以上です。

〔難波健太警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波健太） 来年度の交通安全施設整備についてお尋ねがございました。私からは予算の面と、それから道路管理者との連携の面について答弁をさせていただきます。

平成31年度の当初予算につきましては、摩耗の進んだ横断歩道や老朽化した信号制御器の更新を一層進めるために、平成30年度の当初予算と比較しまして、2834万7000円の増額となります7億6054万5000円を計上しております。

とりわけ道路標示につきましては、平成29年度から予算を増額して塗りかえを進めておりますけれども、新たな摩耗の進行によりまして塗りかえが必要となる道路標示が多数また存在をしております。

そこで平成31年度につきましては、道路標示予算としまして平成30年度当初と比較して7224万2000円増額となります1億7767万7000円を計上しております。

特に、横断歩道につきましては、歩行者が安心して利用できるよう視認性の確保が不可欠でありますことから、約2000本の横断歩道に加えまして、これに直近する停止線を一体的に塗りかえることで、交通規制の実効性を担保したいと考えております。

次に、道路管理者との連携でございますが、この道路標示の塗りかえにつきましては、道路管理者と連携をし、同時施工を進めております。これは道路管理者の実施します区画線の塗りかえと施工の場所や時期を調整するものでありまして、平成30年度は60カ所で施工を完了しております。

さらに、今年度は、県土整備部と検討を重ねました結果、新たな取組としまして、一体施工を試行的に実施することといたしました。これは警察と道路管理者の工事を共同で発注するものでありまして、現在、伊賀市内の国道163号におきまして施工を進めております。平成31年度につきましても、引き続き、効果的、効率的な取組を進めたいと考えております。

以上でございます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

まず、維持管理予算の確保のほうですけれども、乏しい予算の中ですけれども、しっかり取り組んでいただいている、努力いただいているということは伝わってまいりました。

そしてまた、現在、機械的に80%の骨格的予算で公共事業が置かれておるわけですけれども、その肉づけ予算時にも、予算確保に有利な起債などを利用して予算確保に努めていただけると、そういう御答弁だったと聞かせていただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

つくった施設は良好に提供されるというのがやはり基本でありましょうし、12月の一般質問で明らかになったとおり、剥離度Ⅳというかなり磨耗しておる道路区画線については、やはり一刻も早い解消を要望させていただきます。

続いて、道路沿いの樹木の問題のほうですけれども、現在、建築限界という考え方で取り組んでいただいておりますという御答弁だったと思います。

しかし、私のところに寄せられておる声からすると、必ずしも建築限界、5メートルとたしか聞いたと思うんですけれども、もう少し高いところの話も多いように思いますし、さらに積極的な取組をできれば検討いただきたいと、そのように要望させていただきます。

また、木の根っこが民有地にある場合にも、難しいとは思いますが、どうした取組ができるのか、法律上の整理なんかもできれば今後考えていただけるとありがたいかなと、そのように聞かせていただきました。

そして、ありがたいことに電線管理者とのさらなる連携は検討いただけるという御答弁でした。ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

そして、三つ目の交通安全施設のほうであります。予算をかなり増額していただいて、特に道路標示には7200万円余りも増していただいて、横断歩道なんかの塗りかえをしっかりと取り組んでいただけるというように聞かせていただきました。

また、これも12月の一般質問のときに私が提案させていただいた分だと思

うんですけれども、新たに道路管理者との一体施工を12月の質問なのにもう既に試みに行っていただいている、試行いただいているということですので、本当に早速のお聞き届けいたしましたことを厚く御礼申し上げます。予算の厳しい中ですので、こうした取組が少しでも予算の縮減に役立てばと、活用できればと思いますので、どうぞこれからもよろしく願いいたします。ありがとうございました。

では、大きな5番に入りたいと思います。行政事務手続の簡素化と置かせていただきました。

県民の皆さんからいただいた税金は、皆さんへの行政サービスに使うために集めているわけです。その行政サービスになるまでの手続が複雑で煩雑であると税金が目減りしてしまうと考えます。

例えば、地域おこしの国の補助金でコンサルタントを頼まないで申請書も報告書もつくれなかったという事例を聞いたことがあります。また、町の役場でも手続が複雑で煩雑であるため、コンサルタントを頼んだことがあるという話を耳にしました。

一方で、こうした複雑で煩雑な書類をもらった側も、国とか県になろうと思いますけれども、チェックをしなければならず、そのための人件費がかかっているはずで。

そこでお伺いします。県に裁量のある申請書などの手続書類は、県民や市や町の担当者にとってわかりやすく簡素なものであるべきと考えます。これまでの県の取組や今後点検するお考えがあるのかお聞かせください。よろしく願います。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 行政事務手続の簡素化についてお答えをさせていただきます。

行政手続の簡素化につきましては、国において平成28年6月に日本再興戦略2016が閣議決定されまして、事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入が示されたところ

でございます。

さらに、これを受けまして、平成29年3月には、規制改革推進会議において、重点分野の行政手続コストを3年間で20%以上削減することや、行政手続の電子化の徹底、同じ情報は一度だけの原則、書式、様式の統一といった行政手続の簡素化の3原則を決定し、各省庁において基本計画が策定され、取組が進められております。

なお、地方公共団体の協力が前提となる分野は、関係省庁からの要請により国と地方が一体となって取り組むこととなっており、例えば、総務省から協力要請のあった一度の手続で電子納税することができる地方税共通電子納税システムの導入について、今、協力して取り組んでいるところでございます。

また、県では、独自に業務プロセス等の再点検を行う仕事リフレッシュやM I E職員力アワードなどの取組を通じ、事務手続の削減など簡素化等に取り組んできたところでございます。

また、今後、内部統制制度の導入に向けた準備を来年度から本格的に進めることとしておりますけれども、内部統制制度は、適正な事務処理の確保を図ることを主目的とする一方、業務の効率化や業務目的のより効果的な達成等にも寄与するものであり、国のガイドラインにおいても業務プロセス等の可視化を検討することになっておりまして、その中で行政手続の簡素化の視点も取り入れて検討していきたいというふうに考えております。

また、公正かつ適正な事務手続の観点も踏まえ、県としてチェック機能はしっかりと果たしつつ、申請手続などの行政手続の簡素化を進めることにより、県民サービスの一層の向上につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

まず、規制改革推進会議のほうでやられておることで、もちろん進めてい

ただいたら結構なんですけれども、これは対象にしているのがかなり大きな企業というふうに、企業の事務コストの削減と聞いておりますので、私の申し上げた県民や市や町の担当者にとってという部分とはちょっと似て非なるところがあるのかなというところは御留意いただければと思います。

また、内部統制制度の導入にあわせて点検いただけるということですので、ありがたいと思いますので、ぜひともしっかりとそのときに点検をいただきますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

では、大きな6番に入ります。水道法改正と県の役割についてと置かせていただきました。

今回の水道法改正によって、一定、県の役割ができたと聞いています。この項目では、県の認識を伺いたいと思います。

県内各地でそれぞれ事情が違うのだとしても、しかしながらどこに住んでいたとしても、水というものは誰もが使う等しく受けるべきサービスです。命にかかわる根本的、基本的な問題です。

そこで伺います。今回の改正の根本には、市や町の水道事業が今後経営的に厳しくなるという見通しがあるように思います。県としての現状認識と今後の取組についてお聞かせください。よろしく願いします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 水道法の改正に対する県としての現状認識と今後の取組についてお答え申し上げます。

今回の水道法改正により、水道施設の老朽化や今後の人口減少に伴う料金収入の減少などの課題を踏まえ、水道の基盤強化を図ることを目的に、広域連携の推進、適切な資産管理の推進及び官民連携の推進等が盛り込まれたところでございます。

この中で、県の責務として、新たに水道基盤強化の施策の推進と広域連携の推進に努めることとされたところでございます。

水道事業は原則、市町の独立採算で、水道料金により必要な費用を賄うことになっておりますが、県南部をはじめとする地域においては人口減少も著

しく、水道料金だけで事業を行うことが困難な状況になっております。

県としては、市町が主体的に広域連携など様々な手法を検討し、それぞれの水道事業に適した方法で基盤強化を図ることが必要であると考えております。

このため、県では、市町を対象として水道事業の基盤強化に係る勉強会を平成28年度から開催してきております。また、東紀州と奥伊勢地域の市町からの要望に応じ、今年度は同地域を対象とした勉強会を開催したところです。

来年度は、関係部と連携して、水道基盤強化勉強会を充実させていくとともに、事情の異なる県内全ての水道事業が持続可能となる仕組みづくりを検討するとともに、その課題を整理することを目的として、新たに有識者や地域を代表する市町による研究会を開催することとしております。

また、市町からは毎年、国の補助金の充実や水道事業会計への繰出基準の見直し等について要望をいただいているところですが、こうした項目に加え、水道事業が持続可能となる仕組みづくりについても、国に対し、提言、要望を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

[31番 村林 聡議員登壇]

○31番(村林 聡) 御答弁ありがとうございます。

県として水道法が改正される中で役割が一定位置づけられたと。そういう中で来年度は市町との勉強会をさらに充実して、持続可能な仕組みづくりへの研究をしっかり行っていくこと、また、国へ市町などから受けた要望を伝えることでありますとか、そうした持続可能な仕組みづくりが実現するための要望も国へしていただけたというように聞かせていただきました。ぜひともよろしく願いいたします。

いずれにしても、蛇口から水が出なくて住めない地域が出てこないように、しっかりとよろしく願いいたします。要望させていただきます。ありがとうございます。

では、続けて大きな7番へ入ります。豊かな海再生と水質規制というふう

にタイトルを置かせていただきました。

鳥羽の漁師のおっしゃった言葉がずっと私の心の中に残っています。それは、きれいな水は要らん、豊かな水をくれというものです。まじりっけのない、不純物のない全くの真水、化学式の $H_2O$ のようなものを海に流せばどうなるのか。海を薄めてしまうことになります。山に降った雨が様々な養分を含んで川を伝って海にまで至る。このときの水の成分、水質こそが理想なのです。このときの水は、ただの化学式の $H_2O$ ではありませんよね。これまでの排水規制、排水基準、水質規制は、今日まで重要な役割を果たしてきたと考えますが、これからの時代はもう一步進んだ考え方が必要です。

そこで2点お伺いします。1点目は、海に水を排出する際の理想の水質基準、成分についての基準を県として持つべきであると考えますが、御所見はいかがでしょうか。

2点目は、国の第8次総量削減計画において、豊かな海という考え方が盛り込まれたことは評価できますが、従来型のCODという指標を達成することのみで本当に豊かな海が実現できるのか、このことを県から国へ問うていていただきたいのですが、いかがでしょうか。

以上2点、よろしくお願ひします。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 海洋における環境基準についての考え方と豊かな海の実現に向けた国への働きかけについてお答え申し上げます。

まず1点目でございますが、環境基準は人の健康を保護し、生活環境保全する上で維持することが望ましい基準として定められたものです。海域等の公共用水域の環境基準、例えばCODであるとか窒素、リンといったものでございますが、こういった基準につきましては、それぞれの水域ごとに水産、水浴、環境保全など、利用目的に応じた類型が指定されております。例を申し上げますと、COD、化学的酸素要求量につきましては、英虞湾では最も厳しい基準である1リットル当たり2ミリグラム以下というふうになっておりますが、伊勢湾沿岸域では、より緩やかな基準でございます1リットル当

たり3ないし8ミリグラム以下となっているなど、地域の実情に応じた設定となっていると考えております。

伊勢湾においては、昭和54年に水質総量削減制度が導入され、平成29年6月には第8次水質総量削減計画を策定し、流入する汚濁負荷の計画的な削減に取り組んでいるところです。

伊勢湾に流入する汚濁負荷量は、制度導入当初と比べますと半分程度になってきておりますが、伊勢湾におけるCODの環境基準達成率はいまだ50%にとどまっております。

また、伊勢湾では、夏場を中心として、海底付近の海水中の酸素の量が極端に少なくなり、水産業に大きな被害をもたらす貧酸素水塊が近年も広範囲に発生していることから、引き続き、伊勢湾の水環境改善の取組を進める必要があると考えております。

次に2点目の豊かな海の実現についてでございますが、第8次水質総量削減計画におきまして、新たに、きれいで豊かな海という観点が取り入れられました。こうしたきれいで豊かな海を実現させるためには、複合的な取組が必要とされておきまして、環境省が示しました事例集には、全国における藻場、干潟の保全、再生など様々な取組が例示されております。その中で三重県の英虞湾における干潟の保全、再生の件につきましても、取り上げられているところでございます。

引き続き、関係部局と連携して総合的な水環境改善対策や調査、研究を進めまして、こうした取組を通じて得られた知見をもとにしながら、国への提案につきましては必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁いただきましたけれども、基本的に考え方を変えるつもりはないということですかね。引き続きということと国への働きかけについても様々な取組をした結果の知見をもとにしか検討できないと、そういうような形だと思うんですけど。

じゃ、ちょっと再質問させていただきます。まず、農林水産部にお伺いします。ノリの色落ちの問題で、海がきれいになり過ぎたのが原因ではないか、栄養塩類、窒素、リンなどの不足が原因ではないかという話をよく聞きます。ノリの色落ちと窒素、リンの因果関係を水産研究所なりで突きとめていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○農林水産部長（岡村昌和） ノリの色落ちと窒素、リンとの因果関係ということでございますけども、水産研究所におきまして、1980年代から海水中の窒素やリンなど栄養塩類の経年変化に関する調査を行っておりまして、また、窒素量の増減と黒ノリの色落ちの関係性につきましても、複数の条件下において比較研究を実施しております。

この結果、海水中の窒素量の低下が黒ノリの色落ちの要因の一つであるということが明らかとなっております。

このため、県では、黒ノリ養殖の漁期中に、収集した漁場の栄養塩類などの海況情報を養殖業者へ提供いたしまして、黒ノリの色落ちの前に収穫するなどの養殖管理に活用していただいているというところでございます。

また、今後は、海況情報の提供とあわせまして、色落ち対策の技術研修会の開催への支援でありますとか、低栄養でも色落ちしにくいノリ品種の研究開発などに取り組みまして、本県の黒ノリの高品質化と安定生産に努めていきたいと考えております。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございます。

今の農林水産部からのお話ですと、窒素量の低下が黒ノリの色落ちの原因であると、因果関係が一定認められるということだったと思います。まず、こういう知見があるわけですね。

ということは、窒素、リン、栄養塩類が不足することが明らかに豊かな海にならないという結果だと思うんですけども、本当に県は私の申し上げたような水質基準にある考え方を今後持ったり、あるいは国のほうへ働きかけをしていただけないのでしょうか。もう一度、再質問で御答弁お願いします。

○環境生活部長（井戸畑真之） 伊勢湾の窒素の量につきまして、この10年間の平均をとりますと、リッター当たり0.37ミリグラムということで、この10年間横ばい状態ということで、決して窒素の量が減ってきているというデータはございません。先ほど農林水産部のほうから原因の一つであるという研究結果が出たということですが、それ以外にも例えば水温の問題であるとかプランクトンの量であるとかいろんなものが複合的な恐らく要因があると思いますので、引き続き、様々な調査研究しながら、また必要に応じて国のほうへは要望していきたくて考えております。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁いただきました。この場でなかなか決着つく議論ではないと思いますが、様々な今知見なんかも聞かせていただく中で、ぜひとも今後、県としても考え方を未来へ、それこそ次の世代へ、100年先どうあるべきなのかということをしっかり考えていただきたいと要望させていただきます。

農林水産部のほうにまた要望なんですけれども、窒素、リンの関係がアコヤ貝、真珠の巻きにも影響があるんじゃないかという声なんかも私のところに寄せられておりますので、様々な水産物に対する影響、理想の水質成分なんかもできれば今後研究していただきたいと思います。よろしく願います。

では、大きな8番に入ります。農閑期・農繁期における人と仕事の多様な組み合わせと置かせていただきました。

農業協同組合の方からお話を伺う機会がありました。農業で食べていくためには365日仕事があるようにすることが重要であると。しかし、実際は非常に忙しい時期と全く仕事のない時期ができてしまいやすい。一方で育てている作物の違いから忙しい時期は経営体ごとにずれていることもある。こうした忙しい時期、仕事のない時期の違う経営体をうまく組み合わせ、マッチング、コーディネートして365日仕事があるようにしていくことが重要で、農業協同組合のこれからの仕事の一つになるだろうというような内容のお話

を伺ったのであります。

そこでお伺いします。農業を若者定住のための働く場として捉えたときに、非常に重要な視点であると考えますが、県として農協と連携して取り組んでいっていただけないのでしょうか。御答弁をよろしくお願いします。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） それでは、産地間の連携による通年的な仕事の確保ということにつきまして御答弁を申し上げます。

農業には、作業が多く忙しい農繁期、それと作業が少ない農閑期がありまして、これまで農繁期の作業につきましては地域における短期雇用のパート従業員が担ってまいりました。

こうした中、産地では、少ない短期雇用のパート従業員でも作業が行えるよう、収穫時期が異なる品種の導入などにより、農繁期のピークを平準化する取組などを進めてきたというところでございます。

しかしながら、農村地域における高齢化の進展や人口の減少に加えまして、他産業との競合などで、短期雇用のパート従業員の確保が年々困難な状況となっておりまして、農繁期における労働力の確保が産地を維持、発展させる上での課題となっております。

こうした状況に対応いたしまして、短期雇用のパート従業員が農業に従事しやすくなるよう、労働安全衛生の確保やフレキシブルな労働時間の設定など、農業経営体における労働環境を整備していく必要があるというふうに考えております。

このため、県では、労務管理に関する研修会の開催や従業員を安定確保するための法人化の推進、また、労働環境の整備に向けた社会保険労務士など専門家の派遣などに取り組んでいるというところでございます。

また、若者の働く場づくりといたしまして、今後は新たに、若者などの労働力を農繁期が異なる産地間で融通し合う仕組みなどを構築するということが必要であるというふうにも考えております。

例えば、農繁期が春から夏でありますトマトやお茶の産地と、秋から冬の

かんきつ産地などが連携いたしまして、労働力を互いに融通し合うことが可能性として考えられると思っております。

こうした仕組みを構築するためには、丁寧に産地情報を発信して人材募集を行い、経営体とのマッチングを行う必要があります。また、雇用条件に関する労使双方の合意形成を図るほか、住居や通勤手段の確保など受け入れ環境を整備していくことも重要と考えております。

今後は、このような課題に対応していくため、JA、また市町などとも連携いたしまして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） 御答弁ありがとうございました。

産地間で融通する仕組み、トマトとお茶とかんきつというような組み合わせを一つ例として挙げて御答弁いただきました。

また、農業協同組合などとも連携していただけるという御答弁でしたので、ぜひともよろしく願いいたします。

以前から私は半農半Xとか農林水産業全般、さらに幅広い分野との仕事の組み合わせについて提案してまいりました。幅広いというところがやはり県の仕事としては強みだと思いますので、そうしたこともさらにその先として念頭に置いていただければと思いますので、よろしくお願いします。

大きな9番に入ります。時間がありませんので、再質問しようと思っていたことも含めてまとめてもう申し上げておきます。大きな9番、高齢者施策と老人クラブ（老人会）についてです。

県として高齢者施策の中で老人クラブ、いわゆる老人会にどういう役割を期待して、どんな支援をしておるのかということ、それと私がもう一つ聞きかかったのは、制度ができた当初の60歳と今の60歳とでは大分違うと思うんですね。今の60歳の方は若いですよ。それが60歳以上から加入するという原則がかえって老人会への加入を妨げているんじゃないかという声を聞きます。

例えば60歳で入ると、自分の親が80歳でいて親子で加入したりするなんていうこともできると。こうしたことで加入年齢を柔軟にするなど時代に合わせた運営について、国へ要望していったりということも必要ではないかと思うんですけども、まとめて、すいません、御答弁よろしくお願いします。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） 老人クラブに期待する役割とそのための支援について、まずお答えさせていただきますと、老人クラブについては介護予防等の健康寿命の延伸につながる取組を積極的に行うことが期待されておりまして、地域の担い手として活躍する元気高齢者の受け皿としても重要であると思っております。このため、県におきましては、こうした取組に対して補助金を交付して支援を行っているところでございます。

加入年齢であります、これは国の補助要綱で運営要綱が定められておりまして、加入の会員の年齢は60歳以上と決められております。

一方で、会員の加入年齢を60歳以上としつつも、特定の年齢層に重点的に加入を促進することは可能でございますので、地域の実情に応じて御検討いただければというふうに思っております。

以上であります。

〔31番 村林 聡議員登壇〕

○31番（村林 聡） すいません。ありがとうございました。時間ですので結びます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（前野和美） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

## 質

## 疑

○副議長（前野和美） 日程第2、議案第1号から議案第78号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。11番 藤根正典議員。

〔11番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○11番（藤根正典） 皆さん、こんにちは。新政みえ、熊野市・南牟婁郡選出、藤根正典です。

議案第3号、平成31年度三重県一般会計予算について質疑をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

施策112防災・減災対策を進める体制づくりにおける教育委員会の校舎その他建築費についてです。

私は、平成28年3月2日の一般質問で、県立学校及び公立小中学校の非構造部材の耐震化及び屋内運動場等におけるつり天井の耐震対策の進捗状況と今後の進め方について質問をさせていただきました。屋内運動場等の天井等落下防止対策について、当時の教育長からは、平成28年度、平成29年度については、新設校の整備に注力することとし、その後、工事期間やインターハイの開催などを考慮しつつ、残る40校83棟の対策を計画的かつ早急に進めていくとの答弁がありました。

県立学校等の屋内運動場等におけるつり天井の耐震対策については、施策112の活動指標としても、その進捗管理については十分認識を持って対応していただいていたと考えております。それゆえもあって、先ほどの代表質問の中で、知事からも防災・減災対策の一環として県民の安全の確保という意味合いから知事の思いも聞かせていただいたところです。

そこで、質問を3点させていただきたいというふうに思います。

1点目ですけれども、耐震対策として平成31年度中に屋内運動場等の天井落下防止対策工事が全棟で完了するよう取り組むとありますが、計画どおり進めることができたのか、完了に向けたこれまでの取組についてお聞かせいただきたいと思います。

そして、来年度の校舎その他建築費予算は、17億4800万円余と今年度から約5億1000万円の増となっております。そこで、校舎その他建築費予算における天井等落下防止対策と県立高校の空調未整備校のレンタルによる臨時対応に係る経費のそれぞれの予算額をお聞かせください。

3点目ですが、空調設備の整備について、昨年の夏の記録的な猛暑を受け

て、全国的にも学校の空調設備の整備が進んでいます。県内の市町においても、国の補助金を活用して小中学校の普通教室における整備が進んでいくというふうにも聞かせていただいております。平成31年度における県立学校の空調未整備校にレンタルによる臨時対応を行うとのことですが、現在の県立高校の空調設備の設置状況はどうなっているのか、そして未整備校レンタルの必要数がどれほどなのかということについてお聞かせください。

以上3点、よろしくお願いたします。

○教育長（廣田恵子） 順次、お答えさせていただきます。まず、屋内運動場等の天井等の落下防止対策について、計画どおりに進んでいるのかという御質問でございます。

屋内運動場等の天井等落下防止対策については、平成26年度の専門家による点検結果をもとに、平成27年度のみえ県民力ビジョン・第二次行動計画の策定に際し、対策工事を平成31年度までに計画的に実施することとしました。

年度ごとの実施計画は、特別支援学校を優先して実施すること、それから近隣の学校を地域ごとにまとめて事業を効率的に実施すること、それから避難状況などを考えて学校と協議しながら定めてきたところです。

これまで実施計画どおりに事業を進めてきておりまして、平成31年度には全棟の対策が完了するように、該当の学校と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

2点目の天井等の落下防止対策と空調設備の予算額についての御質問でございます。

屋内運動場等の天井等落下防止対策として、平成31年度当初予算額は14億5238万円を計上しております。また、空調未整備校の臨時的対応に係る予算として1278万円を計上しております。

それから、3点目の現在の県立の空調設備の状況についての御質問でございますが、これについては、県立学校の普通教室の空調整備率は、平成30年9月1日現在で、特別支援学校は100%、高等学校では85.4%となっております。また、現在、空調整備が必要な学校は9校で92室というふうになって

おります。

以上でございます。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） ありがとうございます。

この間、本当に特別支援学校の整備、そしてインターハイというようなところもあって、そんな中でもしっかりと安全対策について進めていただいたということで聞かせていただきました。予算額の内訳についても、やはり落下防止工事というのが、かなりの金額がかかるということで14億円、そしてレンタルの臨時対応については1278万円というお話を聞かせていただきました。既に設置済みの数が昨年9月現在で、特別支援学校はもう100%、高校のほうが85.4%ということですので、残り14.6%、9校92の教室にということになるんだろうというふうに思います。

1点、この空調のほうなんですけど、整備済みのうちの教室への配置について、PTAとかあるいは同窓会とかそういった学校の関係団体のほうで設置いただいている状況もあるんじゃないかと思いますが、その85.4%のうち、どれぐらいがそういった関係団体とかいうのはわかりますか。

○教育長（廣田恵子） パーセンテージというところまではないんですけども、高校の普通教室への多くは、議員おっしゃったようにPTAとの協議を経て保護者負担で整備運用ということで、その整備率を含めて85.4%ということになっております。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） ありがとうございます。

空調のほうは今設置しているのは学校独自で保護者あるいは地域同窓会等といろいろ協議した上でつけていただいているのがほぼほぼというようなところなのかなというふうにも理解もさせていただきます。

レンタルによる空調設備の臨時対応について、もう少し伺います。臨時対応ということは、据え付けではないと、備え付けではないということですので、平成31年度、この夏はどれぐらいの期間、設置、稼働させるのか、その予定

について考えをお聞きしたいと思いますし、また、31年度はあくまで臨時対応なので、32年度以降の対応も考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。県立学校においては、先ほども言いましたように、PTAや同窓会などによって設置されているところが85%を超えるということです。これまでそのような独自の対応で費用負担を行ってきた学校とのバランスというのも考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、平成32年度以降の対応も含めて、PTAや同窓会等が独自に設置した学校も含めて、県立学校の普通教室の空調設備の対応、学校の管理運営といいますか、電気代、実際にかかってくるので、そこらあたりについての今後の方向性についてお聞かせいただけたらと思います。

○教育長（廣田恵子） 議員の先ほどの質問について、先にお答えをさせていただきます。

先ほど私、85.4%の設置率について多くはというふうに申し上げましたが、その85.4%設置しているうちの94%がPTA等ということで、6%が県で設置したものでございます。まず、そのお答えをさせていただきます。

それから、レンタルで設置する期間でありますとか、今後のということでございます。

まず、その未整備校への臨時対応としては、6月から9月まで、平成31年の6月から9月までスポットクーラーをレンタルで設置するための予算を計上しております。それから、未整備校と整備校のというお話がございましたが、やっぱり昨今の命にかかわるというような猛暑に備えるためということでございますので、全ての県立学校の普通教室で空調設備が整うように来年度は取り組んでいきたいというふうに考えております。

それで、平成31年度の次の年度の夏からは、全ての普通教室で空調が稼働するように取り組みながら、現在保護者負担で運用している空調の経費も経費負担に切りかえていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔11番 藤根正典議員登壇〕

○11番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

6月から9月までの運用といますか、動かして子どもたちが教室で快適に、非常な暑さの中で勉強することのないようにということで、6、7、8、9、4カ月の予算を立てていただいているということでした。その4カ月で済めばいいなというふうに私は思っちゃって、10月も暑いもんですから、そこらあたりの状況を見ながらぜひ対応していただけないかなというのが1点あります。

それから、今後の方向性についてですけども、今、実際にPTA等の負担の中で運営されている冷房についてですけども、その次の年度については県費負担ということでお話も伺いました。やっぱり安全確保が第一ですし、といってもやっぱり平等といますか、同じ負担をして勉強しているわけですから、子どもたちは、そこへの配慮は必要かなというふうに私も思います。ですので、ぜひ県費負担という部分については、全部の学校でそのような形になっていただくようお願いしたいというふうに思います。

あわせて、やっぱり電気代というのがどれぐらいの金額増えるのかという当然試算も必要だなというふうに思います。来年度、夏の4カ月間の運用で実際にどれぐらいの電気代が余分にかかるのかということでは出てくると思いますので、その電気代の負担がほかの学校運営の管理の部分でしわ寄せが行くようなことがないように、今後しっかり考えていっていただきたいなというふうに思います。

今お聞かせいただいたように、安全・安心な学校というようなところでしっかり考えていっていただいているというふうにも感じさせていただきました。引き続き、県立は完了するわけですけども、防止対策、小中の部分もあろうかと思しますので、落下防止対策、非構造部材の耐震化についてしっかり連携とりながら小中と進めていただきたいというふうに思いますし、部は違いますが、環境生活部のほうの私立学校の部分についても引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

空調設備について先ほど来申し上げてきましたけども、学校運営費の増加、

よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。対応してください。

児童生徒等の安全確保に万全を期して、学習環境の向上に引き続き取り組んでいただきますようお願い申し上げます、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 15番 田中祐治議員。

〔15番 田中祐治議員登壇・拍手〕

○15番（田中祐治） 松阪市選出、自由民主党県議団の田中祐治でございます。議長のお許しをいただきましたので、2項目にわたって質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、議案第3号及び議案第23号に関する三重県犯罪被害者等支援条例案についてお伺いをいたします。

犯罪被害者等は、生命、身体、財産に対しての直接的な被害だけではなく、周囲の人々の無関心や心ない言動、収入の途絶、高額な医療費の負担、自宅が事件現場になったことに伴う転居、事業主の無理解による一方的な解雇といったことによって苦しめられ、社会的に孤立してしまうことも少なくはありません。この条例案は、突然、被害に遭ったことによって生じる様々な問題や負担を軽減し、犯罪被害者等が平穏な生活を早期に回復できるよう、犯罪被害者等の支援や社会全体で支援活動を推進していくための条例制定であるというふうに思っております。

そこで、犯罪被害者等への二次被害の防止効果についてであります。今回上程されております三重県犯罪被害者等支援条例案第6条第1項では、事業者は、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するというふうの規定をされております。二次被害の中には、時としてメディアによる過剰な取材行為が発生することもあります。メディアは国民の知る権利を保障する上で報道の自由を確保する必要もあります。

こうした中、本条例案をもとに、県としてメディアによる過剰な取材行為を抑止する効果は期待できるのか。そしてまた、二次被害を含めた犯罪被害者等支援施策を具体的に推進していくためには推進計画が必要となりますが、

推進計画の策定はいつになるのか。あわせて2点、お伺いをいたします。

○環境生活部長（井戸畑真之） 三重県犯罪被害者等支援条例案につきまして、まず一つは、報道機関による過剰な取材を抑止することができるのかということと、それから推進計画はいつまでに策定するのかということにつきまして、お答え申し上げます。

犯罪被害者やその家族、御遺族が被害からの早期回復や生活再建を図る上で、二次被害防止の意識は大変重要なものであり、条例第2条において二次被害の定義を行っております。また、第6条の事業者の責務に規定する事業者には、報道機関も含まれるものというふうに考えております。

当事者に対する国や県の実態調査では、取材活動で生活に支障が出たという御意見が多く見られる一方、報道機関による報道の自由については十分考慮すべきであり、あらかじめ一律に規制することは難しいと考えております。

こうしたことから、条例検討に当たって設置いたしました懇話会での議論も踏まえまして、報道機関における自主的な取組を期待する趣旨で、二次被害の一つとして、過剰な取材を明記したところでございます。

二次被害の防止には、県民の皆さんをはじめ、報道機関などの事業者の理解と協力が不可欠であり、今後、広報啓発活動を通じ、その防止に向け、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

次に、推進計画でございます。本条例は、犯罪被害者等に対する支援の基本事項を示すものでございますので、多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に推進するため、第9条において、推進計画の策定について規定しております。

推進計画の策定に当たりましては、犯罪被害者等をはじめとする関係者や有識者で構成します協議会を設置いたしまして、できる限り早期に策定したいというふうに考えております。

以上でございます。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） ありがとうございます。

推進計画につきましては、できる限り早い、早期というお言葉でございましたけれども、この条例制定、施行が4月1日というふうになっております。推進計画によりまして細かい部分も規定をしていこうかというふうに思っておりますので、できる限り早い策定と公表をお願い申し上げたいというふうに思っております。

そしてまた、二次被害の発生要因といたしましては、インターネットでの心ない書き込みも取り上げられるところでございます。こうした書き込みの削除を行い、被害者救済を行う、いわゆるプロバイダ責任制限法に基づく削除要求の手続などについて、本条例案をもとに県として十分な支援を行うことが可能となるのか、お伺いをいたします。

**○環境生活部長（井戸畑真之）** インターネット上に拡散する被害者情報の削除の件でございます。

インターネットによる犯罪被害者等に関連する情報の拡散は、非常に大きな問題であるというふうに認識しております。

インターネットによる誹謗中傷等の二次被害を防止するためには、犯罪被害者等の周囲の方々をはじめ、県民や事業者の理解や協力が不可欠であり、まずは広報啓発などの理解促進への取組を進めてまいります。

また、他の県の条例におきましても、こういった内容の条文もございますので、そういった他県をはじめ、関係機関、団体とも情報交換を行うとともに、速やかに書き込み等を削除できる法的措置、またそれが十分であるとは我々は考えておりませんので、そうした法的措置も含めまして実効性のある対策を国に対して要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

**○15番（田中祐治）** 法的措置も含めて国に対して要望ということでございました。十分研究しながら、進めていただきますようお願いを申し上げます。

次に、この三重県では、三重県犯罪被害者等支援条例案に基づきまして、全国の都道府県で初めて見舞金制度を創設いたします。この見舞金制度の内

容は、被害者が亡くなった場合、遺族に60万円、1カ月以上の療養等が必要となった重症患者には20万円、そして精神医療が必要となった被害者には5万円を給付するというふうにしておるわけですが、この金額の算定根拠と犯罪被害者等の認定はどのように行っていくのか、お伺いをいたします。

○環境生活部長（井戸畑真之） 見舞金の算定根拠と支給認定に当たっての考え方ということでございます。

犯罪被害者等が県内どの地域においても等しく支援を受けられること、そしてできるだけ早期に給付を受けることを目的といたしまして、県において見舞金制度を創設いたしました。

見舞金といたしましては、先ほど議員から御案内ございましたように3種類設けておりまして、まず、遺族見舞金につきましては、生活保護制度に基づく生活扶助基準の平均月額、約15万円でございますが、これに遺族が遺族基礎年金の給付を受けるまでの標準的な期間である4カ月を乗じた額として60万円といたしました。

次に、重傷病見舞金につきましては、遺族見舞金と同額の平均月額15万円に、犯罪被害者が国の給付制度における仮給付決定までに要した期間のうち最短のケース、一月半程度と聞いておりますが、これを採用することとし、それらを乗じ20万円といたしました。

また、精神療養見舞金については、1回当たりのカウンセリング料の標準額1万円に、平均的な利用回数5回を乗じて5万円というふうに積算いたしました。

対象者は、国の犯罪被害給付制度に準ずるものとしておりまして、県内に住所を有する人を対象といたします。給付に当たっては、県が対象者から申請を受け付け、申請書類等、内容を審査いたしまして決定いたします。できる限り速やかに給付決定することで、被害直後に経済的な困窮に直面する被害者等を支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） 細かい御説明をありがとうございました。

非常に感覚からいくと少ない補助金だなというふうを感じるわけですが、国の制度にのっとってということですので、理解をさせていただきたいと思います。

そしてまた、この犯罪被害者の支援につきましては、各市町でかなり温度差があるように思っております。松阪市につきましては窓口もできたわけですが、そこから少し進んでないというふうに思いますし、四日市市でも取組が始まったというのは聞いているわけですが、また今後の方向性について、ちょっと少しお伺いをさせていただきたいなとも思っておりますけれども、ちょっと時間の都合上、また改めて御見解をお伺いをさせていただければというふうに思います。

次に、2項目目の議案第1号及び議案第3号に関する防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策についてであります。午前中の私どもの水谷議員の最後の代表質問でもありましたように、いろんな思いを語っていただきました。そしてまた、それに対して知事の思いもしっかりとお伺いをしたところでございます。前向きに取り組んでいただけるんだなというところも感じたわけですが、この事業はおおむね7兆円を目途とする事業規模で推進をしていくわけですが、この三重県としてどれぐらいの予算規模を想定をされているのか、お伺いをいたします。

○総務部長（嶋田宜浩） 国土強靱化のお話だと思いますけれども、7兆円の中で、おおむね3兆円がそういった部分で、これはまだどんな額が三重県に内示が来るかというのはまだわかりませんが、私ども財政当局の感覚論で申しますと、大体1%相当だとすれば、3兆円を3年分で割って1年が1兆円として100億円ぐらいの三重県分の配分があるんじゃないかなという想定であります。今年度は2月補正で112億円、それから来年度というか平成31年度ですね、それでは102億円を計上しておるといようなことであります。

以上であります。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） 補正で112億円、そして当初で102億円、合わせて214億円というふうにお聞かせをいただきました。この予算に対しましては、県からも負担があるわけでございますけれども、この予算に対するほかの事業への影響、そしてまた財政への影響はどのようになっていくのか、お伺いいたします。

○総務部長（嶋田宜浩） これらの事業につきましては、国費だとか充当率、これは100%ですけども、の高い防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債、こういったものを十分活用するなどして、県費はほとんど要らないということで、したがって、ほかの事業とか予算を削ることなく、必要最大限の取組を進めることができるというふうに思っております。

以上です。

〔15番 田中祐治議員登壇〕

○15番（田中祐治） はい、わかりました。ほかの予算も削ることなくということは、ほかの事業にも何ら影響がなく、この事業を推進できるというふうに理解をさせていただきました。

この防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策というのは短期間であるわけでございますけれども、人命、そして財産を守るための重要な事業であるわけでございますから、積極的に進めていただきますことと、県債残高の目標にも留意しながらお進めいただきますことを御期待申し上げ、これで質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） こんにちは。日本共産党、四日市市選出の山本里香です。議案質疑を行います。よろしく願いをいたします。

今議会には、10月から消費税増税が実施されるものとして、料金改定議案が34件提出されています。私どもは、消費税増税については許されないこと

だという考え方を持っているということはまずお伝えした上で、意味あつて、雇用経済部関連の議案第34号の料金改定議案についてお伺いをいたします。

議案第34号の三重県工業研究所における試験等に要する費用の改定は、消費税増税だけでなく、財政健全化に向けた見直しも含まれておりますので、108で割ったものに110を掛けたものより多くなってはおります。

さて、一つ目は直接的な影響をどのように考えてみえるかをお聞きをしたいと思います。

二つ目として、ここに三重県経営方針最終案暫定版という、(冊子を示す) こういうのがあるんですが、これは今回の予算であるとか今後の運営で議案改定などにも関係してくる部分だと思うんですけども、その中で、注力する目標の4番目、強みを生かし国内外から選ばれ続けるための最終部に、消費税への対応とあり、10月に予定されている消費税率の引き上げについて、前回の税率引き上げ時の経験を踏まえ、地方の消費への影響が大きいことから、国の財政対策を注視しつつ的確に対応していきますとあります。

雇用経済部が研究され記述されているということをお伺いをいたしました。今回消費税増税を見越した値上げ案が出されているわけですが、前回の税率引き上げ時の経験を踏まえ、あるいは、それはどのような経験でこのようになったのか、地方の消費への影響が大きいとはどのような実態だったのか、そして今の三重県の経済状況をどのように捉えていて、そして、この料金値上げの改定案が出されたのか、国の経済対策を注視しつつ的確に対応とは具体的にどういうことなのかということでお尋ねをしたいと思います。

○雇用経済部長(村上 亘) それでは、御答弁申し上げます。

今回、三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の改正につきましては、平成29年6月に定められました三重県財政の健全化に向けた集中取組の受益者の応分負担の考え方に基づき手数料見直しを進めておまして、平成30年度から3年間で段階的に料金改定をすることとしております。

今回の改定につきましては、平成30年度に続く2回目でございます、本年10月に実施予定の消費税増額に伴う増額分を含めて改定を行うものでございます。

改定後の料金につきましては、依頼企業の負担をできる限り軽減するため、10%程度を上限の目安として調整を行いました結果、平均で500円程度の増額となっていること、また、他の地方公設試験研究機関と同程度の水準であることから、料金改定によりまして大きな影響はないというふうに考えております。

一方、現在の三重県の経済状況につきましては、平成30年11月の統計指標から判断をいたしますと、生産は増加基調にございまして、個人消費は緩やかに持ち直すとともに、雇用情勢は改善しており、県内経済は着実に回復してきております。

本年10月に予定されている消費税率の引き上げが、本県経済の回復に水を差すことのないよう、国の経済対策を注視しつつ、中小企業、小規模企業支援に的確に対応していく必要がございます。

国におきましては、消費者へのポイント還元や消費喚起につながる商店街の環境整備などの支援策を講じることとしております。

これを受けまして、県としましては、商工団体とも連携をしながら、県内の中小企業、小規模企業の皆さんに、国の支援施策を積極的に活用していただけるよう、様々な機会を通じて情報提供をしていきたいと考えております。

また、中小企業、小規模企業のIT化によります生産性の向上や観光需要、インバウンドの県内への取り込み、専門家派遣を通じました商店街などの魅力向上にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

さらに、消費税率引き上げ相当額の負担を、下請事業者へ不当にしわ寄せをすることがないように、三重県産業支援センター内に設置をされております下請駆け込み寺におきまして、事業者からの相談に対応していきたいと考えております。

これらの取組を通じまして、消費税率引き上げに伴う県内企業への影響を

最小限にとどめられるよう努めてまいります。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 単体、工業研究所の料金値上げは消費税増税でない部分もありますけれども、それだけを見てみますと、限定的な利用でありますし、そのほかの34件の消費税増税関連の値上げもそうですけど、108分の2という値上げ幅、その分だけの値上げ幅でいくと、2ということではほかも設定されておりますので、一つ一つは金額的に小さいもので、直接的な影響がないという今お話だったと思います。

消費税全体では、でも地域経済に与える影響があるということは、先ほどの文章で紹介をいたしました前回のときに、地域経済への影響があったということの、その詳しいことは今その部分だけお話しになりませんでしたけれども、前回の8%のときも、そのような反省というか、考察がなされているという記述ですから、それはあったんだと思います。それは社会的にそのような認識はされておると思います。

生産、雇用、投資など上向いているというか、いい傾向にあるということで今お話がありましたけれども、ホームページから取り出しましたこの三重県の県内経済情勢、もちろん先ほど言われた生産、そして投資、雇用については数値的に、これが正しいとすれば、数値的にそれは上向いているような数字も見えますけれども、この中で一目瞭然なのは、やはり消費支出が三重県の中においても減っているということが、これずっと見てみるとわかるわけです。津市でこれは例として出されておりますけれども、個人消費は5から8%への増税前の2013年の32万874円から27万円台に落ち込んだときもありましたけれども、昨年11月末には31万3871円になっていて、年間2人家庭にすれば、17万円近くも購買能力が落ちていると。これは一つの例ですけども、そのようになって、地域格差もいろいろあるとは思いますが、そのようなことが出ております。名目賃金もあくまで名目ということで出ておりますが、そういうふうな中で、年金生活の方はこの所得の計算の中に雇用所得の中には入っておりませんし、減る一方の年金でありますから全体的

には地域消費をつくっていく家計の消費というのは、上向きであるとは言い  
がたいというのがこの中から読み取れるわけです。

そういうことから含めまして、今回のこの消費税の増税、これは議案第  
34号の工業研究所の利用料の値上げその他含めて単体のそれだけではなくて、  
その背景にある三重県の経済に与える影響というのは、やっぱり十分に勘案  
をしながら、このことを審査をしていただかなくてはいけないのではないか  
ということをもまず申し上げて、次へ移りたいと思います。

やはり家庭消費から地域消費をつくり、そしてその中で国全体の消費をつ  
くっていくわけですけれども、三重県の所得状況が先ほど午前中によいとい  
うお話がありましたけれども、地域格差もあるし、それから何と言っても現  
状、地域の中では、私どもも地域に入っているいろいろお話を伺いますけれども、  
この消費税の8%から10%への増税の中で、たった2%だけれども、2%  
じゃないと。経営者の方々、中小の方々が、それが最後の一押しになって地  
域の中でお商売が続けていけなくなるということなども言われております。  
ですから、十分に審査の中でそのことも話し合われますことを心からお願い  
を申し上げます。

続けます。議案第76号の三重の森林づくり基本計画の変更について、二つ  
目、お伺いをしたいと思います。

現行のものをより具体的に、こちらの改正の、これは今回提案されてお  
りますものの中でより具体的にになっている部分というのがあって、それはよい  
ことだと思います。

昨年5月の森林経営管理法の制定で、市町村が森林所有者に意向調査をし  
た上で森林所有者から経営管理権を取得し自ら経営管理を行う、もしくは経  
営管理実施権を意欲と能力のある林業経営者が委ねる仕組み、新たな森林管  
理システムというのがこの4月から始まります。その中で、この文言の中にも  
あるわけですけれども、意向調査だけで経営管理権を、その山林の持ち主  
から取得というのは荒っぽいように思うのですけれども、合意がなくてよろ  
しいのでしょうか。その文言がここに記述されていないので気になります。

お伺いをいたしたいと思えます。

○**農林水産部長（岡村昌和）** 経営管理権の関係でございますが、市町村が経営管理権を設定するということでございまして、その際に計画を策定いたしますが、その計画については、法律におきまして関係権利者全員の同意を得るというふうにされておりますので、森林所有者の意向を無視して経営管理権を設定するものではないというふうに考えております。

ただ一方で、特例として所有者が不明の場合でありますとか、あるいは、例えば経営管理が行われていないにもかかわらず意思表示がないという、経営管理権の設定に不同意というんですけど、この同意が確認できないような場合、そういうふうな場合であって、森林の多面的機能の発揮を行うためにやむを得ないときには、所有者の同意を待たずに市町村に経営管理権を設定するという規定も設けられてはおります。

ただ、このような場合でありましても、一定期間の公告でありますとか所有者からの意見の提出の機会を設けるといったような規定もございまして、森林所有者の権利に十分配慮する手続が定められているというふうに考えております。

県といたしましても、森林所有者の意向や権利に配慮しつつ、市町とともに丁寧な制度を運用していきたいというふうに考えております。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○**4番（山本里香）** この法制定の国会論戦の中で、森林所有者の多くの方を、大変だと思えるんですけども、林業経営をする意欲がない人たちと決めつけるような、そんな論議があったことは大変悲しいことだと思っています。三重県の担当のところでは、実情をよく知っていただいていると、むげなことはしないというふうには思っておりますけれども、そのようなことが散見をしたのは悲しかったと思えますけれども。

それで、森林所有者には伐採とその後の造林の実施に責任を持つようにと、もちろん自分の持ち物をちゃんと管理していただくということは大事なことで、できない場合に市町村に委託する、その間に入るということであると思

います。委託に同意しない所有者に対して、市町村が勧告や意見書の提出などのプロセスを経れば、先ほどのお話ですけれども、むたいなことはしないと思いますが、同意したものとみなして、そこに県知事の裁定権というのが加わって、そして進められるということが法ではなっているので、勝手に一方的になんてことはあり得ないと重々思うのですけれども、法は、非常に強権的な形でつくられているということを十分心配をしているわけなんです。それに沿ってこの改定が行われるということになると、直近で何が起こるということはないと思うのですけれども、将来に向けて心配だということをお伝えをして、また審査を十分よろしくお願いをしたいと思います。

これにて終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（前野和美） 7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○7番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。最後になりました。議案第3号に関する質疑ということで質疑をさせていただきたいと思います。

保育専門研修事業ということについて、まず伺いたいと思います。これは放課後児童クラブの人材確保と人材育成ということについて伺います。放課後児童クラブの放課後児童支援員の認定資格研修等に取り組んでいかれるということなんですけれども、これらの事業の目的や簡単な内容や取り組む背景についてまず教えていただきたいと思います。

○子ども・福祉部長（田中 功） まず、放課後児童支援員の研修の内容と目的について、この研修は認定資格研修のものでございますけれども、御説明申し上げます。

放課後児童クラブの職員につきましては、放課後児童支援員の単位ごとに2名以上配置することとされておりまして、そのうち一人は補助員の配置でも現在可能となっております。

放課後児童支援員とは、保育士や社会福祉士、または一定年数以上の放課後児童健全育成事業に従事した者でありまして、県が行う研修を修了した者となっております。

この研修は、平成27年5月に国によりガイドラインが定められまして、16科目、24時間の受講が義務づけられているところでございます。

県は、平成27年度からこの研修を実施しておりまして、今年度分を含めまして4年間になりますけれども、1287の方が研修を修了したところでございます。

市町を通じて来年度の見込みも照会したところ、来年度も390名の方の希望がございましたので、引き続き研修の機会を確保していくこととしております。

それから、この補助員として従事する職員についてでございますけれども、子育て支援研修を受講することが国のほうからも推奨されておりまして、いわゆる補助員でございますけれども、内容は、基本研修8科目、8時間、専門研修6科目の9時間となっております。

これも県は平成27年度から実施しておりまして、これまでに214名の研修が修了されたところでございます。

以上でございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 放課後児童クラブの支援員初め、ステップアップをしてもらって質を高めていこうという内容だったと思うんですけども、先日、働くお父さん、お母さんがうちの事務所にお見えになって少しお話を伺ったんですけども、伊賀市内のことなんですけれども、低学年の小学校の3年生で放課後児童クラブの入所がもう抽選になっているということで、地域によっては児童数が増えて学校の教室が足りなくなっているような地域も伊賀市の中にはあるんですけども、つまり放課後児童クラブに入ることができず困っている、毎年毎年この時期になると仕事を続けられるのかという、そういう綱渡り状態になっているというお話を伺ってきました。

そこで、放課後児童クラブを運営している法人の方に聞いても、人材がなかなか集まらなくなっている、そして離職率も高くなっているというような、そういう課題もお聞きをしてきました。

まず、県内の放課後児童クラブの待機児の数、特に低学年の状況はどうなっているかということも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

その上でなんですけれども、人材育成や人材不足の解消に向けての今後の考え方、取り組む考え方をお聞きをしたいと思います。

**○子ども・福祉部長（田中 功）** 県内の放課後児童クラブの状況について、まず御説明申し上げます。

現在、平成30年の5月1日現在でございますけれども、県内においては29市町全てに放課後児童クラブというのは設置されてます。全部で386カ所となっております。

学校区で見ますと、全部の小学校区で353あるんですけれども、そのうち326、設置率は92.4という状況でございます。

同じく今年の5月1日現在の数字なんですけれども、県内の7市において合計で74名の待機児童が発生しているという状況でございます。前年同時期に比べましても31名増加しております。その要因は何かというのを市町等にも確認したところ、想定を超える申し込みがあつて、施設の面積的な理由から受け入れができなかったとか、あるいは先ほど議員もおっしゃったように、放課後児童支援員の確保そのものが難しいという理由を挙げる市がございました。

近年は、就学前の保育のニーズが増加しておりまして、そのまま小学校へ入学するというので、小学校の入学後の放課後児童のニーズが増えていると考えております。

現在いろいろ放課後児童クラブに携わる方々との懇談会であるとか市町の方々との意見交換も通じまして、現場の声もいろいろ聞いておりますけれども、やはり待機児童を解消するためには、一つは施設の整備、二つ目は従事する職員の確保、この二つを同時に進めていく必要があると考えております。

施設整備については、交付金であるとか補助金なんかを活用して、来年度につきましては県下で6市町9施設で新たにつくる、あるいは大規模修繕なんかを行いまして、定員を166名増やす計画がございます。

もう一つは従事する職員の確保につきましては、先ほど言いましたように、支援員の認定資格研修も進めていきますし、また、確保するためには処遇改善というのが非常に大事でございます、その処遇改善をするために、これまでも18時30分を超えてやってる放課後児童クラブに対しての補助メニューも一部ございましたけれども、平成29年度からは新たに資質向上の研修を行ったらキャリアアップ処遇改善の事業が受けれるというメニューが加わっております。この事業を実施した場合には、国、県、市町村から3分の1ずつの補助ができる仕組みでございます、平成30年度には5市が県下で取り組んでいるところでございます。

また、県では処遇改善の要件となっております資質向上研修というのを来年度から実施する予定でございます。県内の市町でこの処遇改善事業の活用が広まって、支援員の処遇改善が図られることで人材確保につなげていけたらなと考えているところでございます。

以上でございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） そうですね。待機児の状況なんですけれども、市町によっては申し込みを受理しないまま口頭で断わっているような状態というのは、もちろん入ってないと思いますし、放課後児童クラブのない校区については、もちろんゼロになるというふうに思いますので、しっかり実態に、市町の状況を酌み取っていただきたいと思いますし、もちろん児童福祉法の改正によって今、小学校高学年も含めて生活の場として保障していくということになっていきますので、そこをしっかりと踏まえていただきたいと思いますし、処遇改善についても、これ意見で終わっておきますけれども、例えば6時半まで延長しても6時に子どもたちを送り出して、そこからまだやらなきゃいけない仕事があるにもかかわらず、6時に送り出しているから6時半に子どもがいないから補助を受けられなかったという話も聞きました。子どもを預かっているだけがもちろん仕事じゃありません。本当に生活の場として知恵を出し合いながら、厳しい条件の中でそういう現場の方が頑張っているとい

うことをぜひ知っていただいて、もし柔軟な対応が可能なら、こういう処遇改善ももっと進んでいくかと思っておりますので、もっと市町がこの処遇改善の事業に手を出しやすいようにやっていただきたいなという、そういう声も聞いてきましたので、よろしく願いいたします。

それから、次へ行きますけれども、生活困窮者自立支援事業について1点だけ伺います。特に出口の部分ということで、就労支援について、都道府県知事、それから政令指定都市や中核市の長が認定する認定就労訓練事業所というのがあります。生活に困窮している状態、これはひきこもりであったり、社会的に孤立をしている方も含めてということですが、そこから就労の準備や就労の訓練をして一般就労につなげていこうというものなんですけれども、この認定状況と課題について、課題というのは、昨年もこの場所で言いましたけれども、まだまだその受け皿が不足していたり、身近に通える場所がなかったり、業種が偏っていたりということで、いろんな分野に広げていくべきだというふうに思っているんですけども、その辺の今年の取組を聞かせていただきたいと思っております。

**○子ども・福祉部長（田中 功）** 就労訓練事業についての状況について、また取組について御説明申し上げます。

法に基づきます就労訓練事業というのは、様々な事情から今すぐ一般就労で働くことが難しい方を対象として、事業者の方が本人の状況に応じて適切な配慮のもと、就労の機会を提供しつつ、就労に必要な訓練、生活支援等を行うような事業でございます。

この事業につきましては、いわゆる貧困ビジネスとかそういうふうにならないように、しっかりと県知事等の認定を受けた事業所が行ってもらおうという形になっております。

こういう中、現在、三重県において認定している事業所は、平成27年度にこの訓練が始まりましたけれども、そのときは7事業所でしたけれども、23事業所まで増えてきております。

ただ、そのほとんどは社会福祉法人であったりNPOということで、現在

のところ、この訓練事業では民間企業の参画はございません。

こうした状況のもと、これは国のほうでも問題意識を持っておりまして、民間企業の方が参画しやすい環境整備を図るために、来年度からになるんですけど、非雇用型の利用者向けの傷害保険加入料などを企業に対して、事業所に対して補助するとか、そういうことも考えられているところでございます。

県としては、なぜ民間が進まないかと、民間を入れたほうが仕事の幅もウイングも広がりますし、使ってもらいやすいようになるというのはわかっておりますので、今後はこれまで福祉事務所が就労準備支援事業、それから生活保護世帯に対する就労支援の中で開拓してきました協力民間事業というのがございます。そこにも具体的な情報提供を行って、この訓練事業の参画を具体的に働きかけていきたいと考えております。

については、県の広報媒体等も活用して、制度について広く情報発信等を行っていききたいと考えているところでございます。

ともあれ、最も大切なことは、こういう制度をつくったからそれでやってねじゃなくて、個別のケースに応じたきめ細やかな対応、それは福祉事務所等がしっかりと、例えばこの方の住所地と訓練事業所の交通手段はどんなことが考えられるやろかとか、それから得手不得手が当然ございますので、そういうのも含めたきめ細やかな対応が、一番その訓練が充実するようにつながるのではないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 去年、1年前は生活困窮者自立支援法の改正に向けてということで、あらゆる、県庁なり市町なり、あらゆる部局が貧困や生活困窮状態を発見したときは、そういう窓口へつなぐということが努力義務でしたっけ、規定をされたかなというふうに思うので、そういう機運というのも大事にしながら、今日もお話聞いてましたけども、いろんな農業の分野ですとか、あらゆる産業の分野で、人材不足ということが地域の担い手、働き手

ということが本当に言われているという、そういう課題が一方にある中で、仕事とつながらなきゃいけない、地域や社会とつながらなきゃいけない人がいるというもう一方の孤立している方がいるという、そういう課題がある中で、そこをもっとうまくつなぎ合わせていくことがそろそろできないだろうかというふうに思うんです。

去年の1年前の答弁では、田中子ども・福祉部長、例えば表彰制度を行うとか、インセンティブの付与についても企業等の意見を聞きながら進めていかなないとなかなか増えないと、割と前向きなことを言っておられるので、例えば長野県では優先発注をやるとか、そういう取組も始まっていますので、あと一步踏み込んで、雇用経済部や農林水産部やいろんなところと連携してやっていただきたいと思うんですけども、最後に、答弁を求めるものということで、子ども・福祉部長と知事というふうに書いてあるので、最後、本当に知事と話をするのは最後になるかもしれませんので。

○知事（鈴木英敬） 私もこの訓練事業の伊勢おやき本舗へ行かせていただいたことあります。そこの働いてる子がすごい笑顔で自信がついたと言ってました。そういう事業が広がっていくように今議員御指摘のような、しっかり様々な部が連携して取り組めるように努めたいと思います。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） ありがとうございます。また、必ず再選を果たしてここへやってまいりますので、引き続き議論をしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（前野和美） 以上で、議案第1号から議案第78号までにに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○副議長（前野和美） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第78号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表
-------

総務地域連携常任委員会

議案番号	件名
23	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案
25	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
28	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
29	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
70	包括外部監査契約について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
22	三重県犯罪被害者等支援条例案
44	三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案
46	大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案
73	工事請負契約について（四日市市大矢知・平津事案支障除去対策（染み出し抑止工ほか）工事）
76	三重の森林づくり基本計画の変更について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件名
24	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
42	三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
75	第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019-2022）の策定について
77	地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期計画の変更の認可について
78	公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
54	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
74	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）内宮幹線（第2工区）管渠工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件名
55	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件名
1	平成30年度三重県一般会計補正予算（第3号）
2	平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

3	平成31年度三重県一般会計予算
4	平成31年度三重県県債管理特別会計予算
5	平成31年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
6	平成31年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
7	平成31年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
8	平成31年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
9	平成31年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
10	平成31年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
11	平成31年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
12	平成31年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
13	平成31年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
14	平成31年度三重県港湾整備事業特別会計予算
15	平成31年度三重県流域下水道事業特別会計予算
16	平成31年度三重県水道事業会計予算
17	平成31年度三重県工業用水道事業会計予算
18	平成31年度三重県電気事業会計予算
19	平成31年度三重県病院事業会計予算
20	三重県林業研究所みえ森林・林業アカデミー受講手数料条例案
21	三重県立学校体育施設の使用料に関する条例案

26	三重県立熊野古道センター条例の一部を改正する条例案
27	三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例の一部を改正する条例案
30	三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例案
31	行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例案
32	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
33	審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例の一部を改正する条例案
34	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案
35	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
36	三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例の一部を改正する条例案
37	三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
38	三重県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
39	三重県砂防設備占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
40	三重県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
41	港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
43	三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
45	三重県環境学習情報センター条例の一部を改正する条例案
47	三重県人権センター条例の一部を改正する条例案
48	みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案

4 9	三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
5 0	三重県漁港管理条例の一部を改正する条例案
5 1	三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案
5 2	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
5 3	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案
5 6	三重県総合博物館条例の一部を改正する条例案
5 7	斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例案
5 8	三重県立美術館条例の一部を改正する条例案
5 9	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例案
6 0	三重県営サンアリーナ条例の一部を改正する条例案
6 1	三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案
6 2	三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案
6 3	三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案
6 4	三重県立熊野少年自然の家条例の一部を改正する条例案
6 5	三重県立ゆめドームうえの条例の一部を改正する条例案
6 6	三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案
6 7	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
6 8	三重県水道供給条例の一部を改正する条例案
6 9	三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案
7 1	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
7 2	土木関係建設事業に対する市町の負担について

---

## 先議議案の審査期限

○副議長（前野和美） この際、お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、2月25日までに審査を終えるよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前野和美） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（前野和美） お諮りいたします。明21日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前野和美） 御異議なしと認め、明21日は休会とすることに決定いたしました。

2月22日は定刻より、県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時42分散会